

14 刑務所の状況

- 14.01 2009 年 2 月 25 日に更新された米國務省の人権実態に関するカントリーレポート 2008 年度版 (USSD2008 年) には、次のような記載がある。

「刑務所の状況は生命を脅かすものであり、国際的基準を満たしていない。刑務所は定員オーバーの深刻な状況で、食料や医療も不十分である。4 月 16 日、内務省は、2007 年以降に 38,366 件の人権侵害が全国の刑務所に記録されていると報告している。直近の 2006 年 NHRC のレポートには、インド国内の刑務所は各刑務所の収容能力と比較して平均で 38.5%の定員オーバーとなっていると記載されている。NHRC のレポートによれば、インド国内の刑務所は 324,852 人を収容しているが、定員は 234,462 人であるという報告がある」。

[2e] (第 1c 節) (刑務所および拘禁センターの状況)

- 14.02 上記レポートには、さらに次のような記載がある。

「2006 年 NHRC のレポートによれば、司法的拘禁中の死亡の多くは結核や HIV/AIDS 等の自然的原因によるものであるが、被拘禁者の病状は貧弱な刑務所状況によりさらに悪化しているとされる。NHRC は、州の刑務所当局がすべての囚人に対し健康診断を実施するよう特別の報告担当者を任命した。当局は、そうした死亡人数について、いかなる情報を発表していない」。

[2e] (第 1c 節)

- 14.03 USSD レポート 2008 年度版には、以下のような記載がある。「地方当局は拘禁中の死亡を隠蔽している模様である一方、NHRC と裁判所は何人かの容疑者について調査、起訴した。裁判所は近親者に対し 17,600~97,000 ルピー (およそ 400~2,200 ドル) の金銭的補償を行ったが、NGO の情報提供者は、近親者は補償を得るためには賄賂を支払わなければならないことがあり、全く補償を得られないこともあると主張している。

- 14.04 上記の情報提供者は、さらに次のように述べている。「政府は、NGO に対し、特定のガイドラインの枠内で刑務所において情報収集を行うことを認めているが、収集した情報は政府との合意により機密扱いとなることが多い」。新聞報道や国会での質問が増えており、こうしたことは拘禁中の虐待に対する世間一般の関心が高まっている証拠である。NHRC は、最も優先度の高い懸念事項の一つとして、拘禁中の拷問や死亡を挙げている。
- [2e] (第 1c 節)

- 14.05 上記レポートには、さらに次のような記載がある。「法律上は、少年 (少女) は更生施

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報 (2009 年 5 月 12 日まで) については、最新ニュースの節でご覧になれます。

設に拘禁されなければならないが、特に農村部においては刑務所に拘禁されている場合がある。また、事実審理前の被拘禁者は、既決の囚人と分離されていない」。^[2e] (第 1c 節)

14.06 USSD レポート 2008 年度版には、以下のような記載がある。

「内務省によれば、赤十字国際委員会 (ICRC) は、2005 年以降に 67 の拘禁センターに 832 回訪問したという。訪問した拘禁センターには、ジャンムー・カシミール州内で現在知られているすべての公認拘禁センター 25 か所のほか、インド国内の別の場所でカシミール人が収容されているすべての施設が含まれる。ICRC は、尋問センターや移送センターを訪問することは認められておらず、また、北東部の州の拘禁センターに定期的にアクセスすることもできない。1993 年人権保護法 (PHRA) が 2006 年に改正され、NHRC が州の刑務所に抜き打ちで訪問することが可能となった」。^[2e] (第 1c 節)

14.07 国連人権委員会のためにアジア人権センターが作成した普遍的定期的審査に基づく利害関係者のレポート (2007 年 11 月 20 日付) には、次のような記載がある。

「インドの刑務所の模範であるチハール拘置所は余りの定員オーバーのため、2007 年 6 月、デリーの高等法院が、「あなた方 (拘置所当局) は、囚人に治療を受けさせるのに、彼らが死ぬのを待っている」と指摘した。高等法院が任命した 3 人のメンバーから構成される調査委員会は、刑務所は極めて混雑しており、医療施設は実質的に「存在しない」。また、刑務所内の水と換気扇も深刻に不足している。2007 年 11 月 7 日、ニューデリーの高等法院はチハール拘置所に対し、拘置所内に「目安箱」を設置するよう命じた。この目安箱のおかげで、囚人が国家人権委員会に対し苦情を申し立てることができるようになった。ただし、人権保護法により、NHRC は、刑務所を訪問する前に州当局に事前に通知しなければならない」。^[18b]

14.08 2008 年 5 月 21 日付の BBC の報道によれば、インドおよびパキスタンは互いの刑務所内の囚人に対するアクセスをこれまで以上に与える内容の協定に署名した。

14.09 ロンドン・キングス・カレッジの刑務所研究国際センター発行「インドの刑務所概要」によれば、2006 年 12 月 31 日現在、111 の中央刑務所、293 の地区刑務所、852 の小刑務所、15 の女性刑務所、27 の空き刑務所、20 の特別刑務所、10 の少年院、および 8 のその他の刑務所が存在する。^[105a]

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報 (2009 年 5 月 12 日まで) については、最新ニュースの節でご覧になれます。

[目次に戻る](#)
[情報提供者のリストへ進む](#)

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。
直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報（2009 年 5 月 12 日まで）については、最新ニュースの節でご覧になれます。

15. 死刑

15.01 インド憲法第 21 条は次のように規定している。「いかなる者も、法律の規定によらなければ、自己の生命又は人身の自由を奪われることはない」。^[24c] アムネスティ・インターナショナルは、そのレポート「インドの死刑：死のくじ引き(概要レポート)」(2008 年 5 月 2 日付)で、次のように記載している。死刑を規定する法律は大きく分けて二つの法律に分類される。すなわち、インド刑法(IPC)と特別法又は地方の法律である。刑法の下では、以下の 9 の重大犯罪が存在する(アムネスティ・インターナショナル。2008 年 5 月 2 日、事実と数字)：

- 「反逆罪。インド政府に対して戦争を遂行することを目的とする(第 121 条)
- 反乱教唆罪。ただし、現実に実行された場合に限る(第 132 条)
- 偽証罪。ただし、無実の者を罪に陥れかつ死刑に至らせた場合に限る(第 194 条)
- 虚偽の証拠を作り出すように脅迫又は誘因する犯罪。ただし、無実の者を罪に陥れかつ死刑に至らせた場合に限る(第 195 条 A)
- 殺人罪(第 302 条)および終身刑の宣告を受けた受刑者による殺人罪(第 303 条)。後者の犯罪は最高裁により破棄されているが、IPC の規定上は存続している。
- 未成年者、精神障害者又は泥酔者に対する自殺教唆罪(第 305 条)
- 終身刑の宣告を受けた受刑者による殺人未遂罪(第 307 条(2))
- 身代金誘拐罪(第 364 条 A)
- 武装強盗[武装した強盗又は山賊行為]致死罪(第 396 条)」^[3c](脚注 4)

15.02 上記レポートには、さらに次のような記載がある。特別法および地方の法律の下で死刑を宣告される可能性がある犯罪が少なくとも 14 定められている。^[3c]

15.03 インドの最高裁は、死刑は「稀中の稀」のケースにおいてのみ選択されるべきであると命じた。しかしながら、これは定義されているものではなく、また、明確なガイドラインも存在せず、上記表現をどう解釈するか、および死刑を科すかどうかの判断は個々の裁判官に委ねられている。(アムネスティ・インターナショナル、インド：死刑。2007 年 5 月 30 日アクセス)^[3d]

15.04 アムネスティ・インターナショナルのインドレポート(2008 年度版)には、次のような記載がある。「100 人以上の者が死刑の宣告を受けたが、未だ執行されていない。12 月、インドは死刑猶予に係る国連総会決議に反対票を投じた」。^[3a]

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報(2009 年 5 月 12 日まで)については、最新ニュースの節でご覧になれます。

15.05 アムネスティ・インターナショナルのインドレポート(2007 年度版)に記載されているように、「最高裁が恩赦の請願に関する行政命令について再検討すると裁定した後、恩赦の請願の命運について懸念が沸き起こった。この裁定は、2001 年 12 月に発生したインド国会議事堂襲撃事件に関する容疑で死刑宣告を受けたモハメッド・アフザルのために提出された恩赦の請願について激しい論争が巻き起こった後、なされたものである」。^[3f]

15.06 2007 年 12 月 13 日、インドエクスプレスは、次のように報道している。「大統領が国会議事堂襲撃事件で死刑判決を受けたアフザルの恩赦の請願についての政府見解を求めた後 1 年以上が経過し(この問題はグジャラートにおける選挙の争点となった)、内務省(MHA)はこの問題に対する政府見解を求めて、ニューデリー政府に新たに催告を行う予定である」。^[96a]

15.07 アムネスティ・インターナショナルのインドレポート(2008 年 5 月)、「インドの死刑：死のくじ引き(概要レポート)」には、次のような記載がある。

「インド政府は、死刑の執行を受けた者の数、現在執行を待っている者の数について公表しようとしな。最新の公式の数字によれば、2005 年 12 月 31 日現在、死刑の宣告を受けている者は 273 名存在する。しかしながら、この数字を発表している国家犯罪記録局は、裁判所が刑を宣告し、高等法院又は最高裁がその宣告を支持した既決の囚人と、恩赦の請願が係属中であるか又は大統領により却下された囚人を区別していない。アムネスティ・インターナショナルは、この数字は著しく過少であるとしている。140 人以上の者が 2006 年と 2007 年に死刑宣告されていると考えられる。44 人程度が恩赦の請願(最後の頼みの綱)に対するインド大統領の決定を待ちながら、死刑囚独房に現在収容されている。これらの囚人の何人かについては、その執行が目前に迫っている。インドでの死刑執行方法は絞首刑である」。^[3c]

[目次に戻る](#)
[情報提供者のリストへ進む](#)

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報(2009 年 5 月 12 日まで)については、最新ニュースの節でご覧になれます。

16. 所属政党

政治的表現の自由

16.01 フリーダムハウスの世界の自由-インド(2008 年度版)には、次のような記載がある。

「インドは、独立以来、定期的かつ比較的自由な選挙を実施してきた成熟した民主国家である。数多くの地域政党、全国政党が参加し、政権交代が幾度となく行われた。インド選挙管理委員会 (ECI) の監視の下、最近実施された選挙は一般に自由かつ公正であった。最後に実施された 2004 年春の国政選挙では、選挙関連の暴力は減少したが、インド全土で電子投票機が導入されたにもかかわらず、ビハール州において投票詐欺やその他の微細な不正が行われた。暴力は最近の州レベルの選挙においては減少している。しかしながら、投票者名簿の管理がずさんであること、いくつかの地域において投票者に対する脅迫が行われていること等が問題となっている」。

結社・集会の自由

16.02 2009 年 2 月 25 日に更新された米 국무省の人権実態に関するカントリーレポート 2008 年度版 (USSD2008 年)には、次のような記載がある。

「当局は通常、パレードやデモ行進を行う前に事前の許可および通知を義務付け、また地方政府は通常、ジャンムー・カシミール州を除き、平和的に抗議する権利を尊重した。ジャンムー・カシミール州では、地方政府は時々、公開の集会を求める分離主義者に対する許可を拒否したり、平和的に抗議する分離主義者を拘禁したりした。市民の緊張状態が継続している間、当局は刑事訴訟法に基づいて公開の集会を禁止し、又は外出禁止令を出すことができる。いくつかの事例では、手厳しい戦術が正当化されると治安部隊が主張するか、もしくは治安部隊がデモの最中、参加者を暴力から守ることを怠ったケースが見られた。[2e] (第 2b 節)

16.03 USSD レポート 2008 年度版には、以下のような記載がある。

「法律上は、労働者が事前の許可又は過度の条件を課されることなく、自己が選択した組合を結成し、参加することが認められており、実務上も、政府は一般にこの権利を尊重している。しかしながら、インドの現役労働者数は 4 億人を超えている一方、

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報 (2009 年 5 月 12 日まで) については、最新ニュースの節でご覧になれます。

フォーマル部門で雇用されているのは 3 千万人のみで、残りは農業労働者で、次に都市の非工業労働者である。ある労働組合は農業労働者やインフォーマル部門の労働者を代表しているが、インドの推定 1300 万から 1500 万の組合員のほとんどはフォーマル部門に従事している。組合労働者の推定 80 パーセントが大手組合である 5 つの組合と提携している組合に所属していた」。[2e] (第 6a 節)

[目次に戻る](#)
[情報提供者のリストへ進む](#)

反対グループおよび政治活動家

- 16.04 USSD カントリーレポート 2007 年度版には、以下のような記載がある。インドは、「複数政党選挙で選挙された代表者から成る民主的な政府議会制度を持っている。2004 年 4 月と 5 月に実施された自由かつ公正な国会議員選挙の結果、政権が交代した。政党の活動に対しては、何らの制限又は干渉も存在しない」。[2c] (第 3 節) フリーダムハウスレポート、世界の自由-インド (2008 年度版) には、次のような記載がある。「広範な政党が自由に活動し、平和的な政治活動に対する制限は存在しない。しかしながら、地域的なカースト制度に基づく政党が人気を得ようになり、連立政府が通常の形態となり、その結果、効果的統治が困難となった。[43a]

[目次に戻る](#)
[情報提供者のリストへ進む](#)

武装反対グループ

ジャンムー・カシミール州

- 16.05 ジェーンのカントリーリスク評価(インド)、非国家武装グループには、次のような記載がある。

「パキスタン領カシミール内の複数のグループが、治安部隊に対し小銃や即席の爆発装置で攻撃を開始し、1988 年以降、実効支配線[インドとパキスタンとの間でカシミールを分割する国境]を超えてインド領カシミールおよび同地を超えた地域において軍事行動を遂行してきた。また、最近では、下位クラスの政治家の暗殺を行っている。カシミールでの暴力による真の脅威は、特に北東部を超えて…暴力がエスカレート又

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報 (2009 年 5 月 12 日まで) については、最新ニュースの節でご覧になれます。

は拡大しているときに、それによって、インドと、核兵器を保有したライバル国のパキスタンとの間であつれきや反目起きるということである。現在、[インドとパキスタン]との間で和平交渉が行われているにもかかわらず、より公然と、インドで攻撃が起きる可能性が高い」。

[目次に戻る](#)
[情報提供者のリストへ進む](#)

ナクサライト(毛沢東主義者)/種族グループ

16.06 フリーダムハウスレポート、世界の自由、インド(2008 年度版)には、次のような記載がある。

「近年、ナクサライトが拡大、影響力を強めており、重大な懸念の原因となっている。推定 10,000 人の武装兵が存在し、これらの背後に 40,000 人の幹部メンバーがいる。幹部メンバーはいくつかのグループを組織し、2004 年後半以降、インド共産党(毛沢東主義派)として緩やかな連立を形成した。エコノミスト誌は、ナクサライトはインドの 602 の地区のうち 170 の地区において活動しており、農村部の一部について実効支配をしていると報じている。アーンドラ・プラデーシュ州、オリッサ州、ビハール州、チャッティースガル州、ジャールカンド州等の州の種族地域に重点を置き、その公言する目的は、疎外されたグループ(種族民、低カースト、土地を持たない貧困層)のために共産主義国家を樹立することである。ヒューマン・ライツ・ウォッチによれば、ナクサライトは違法な税金を取り立て、村民から食料や隠れ家を要求し、強制徴兵、ゆすり、誘拐のほか、過疎地域(ナクサライトはその住民の代弁者であると主張している)に対する援助物資の配達を妨害している。

「SATP によれば、ナクサライトが関与している暴力(爆発や暗殺を含む)によって、2007 年に 450 人以上の治安部隊隊員および市民が死亡したとされている。特に 2005 年 6 月以降、チャッティースガル州で反毛沢東主義派サルワ・ジウドゥムの攻撃が開始され、政府支持者であると認められる地方市民がターゲットとなった。およそ 60,000 人の市民が、ナクサライトと治安部隊との間の武力衝突によって住居を追われ、政府が管理する一時的収容所に住んでいる」。

16.07 ジェーン・センチネルのリスク評価(2007 年 10 月 17 日更新)には、次のような記載がある。

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報(2009 年 5 月 12 日まで)については、最新ニュースの節でご覧になれます。

「…共産主義者(ナクサライト)の反乱軍が勢力を増し、現在、インド国内の 28 の州のうち 13 州(アーンドラ・プラデーシュ州、チャッティースガル州、ジャールカンド州、ビハール州、オリッサ州、ウッタル・プラデーシュ州、マディヤ・プラデーシュ州、マハラシュトラ州、西ベンガル州、カルナータカ州、タミル・ナードゥ州、ウッタラーカンド州、ケーララ州)が影響を受けており、グジャラート州、ハリヤーナー州、パンジャーブ州、ラージャスターン州、ヒマーチャル・プラデーシュ州にも拡大している。このような広範囲な影響を受け、隣国のネパールで毛沢東主義派の運動が比較的 success していることを合わせて考慮すれば、反乱軍はインド政府にとって優先度の高い政策となるが、現在に至るまで相当程度に放置されてきており、その対応は州政府に委ねられてきた。2004 年 10 月、2 つの主要なナクサライトグループである毛沢東主義共産党センターおよび人民戦争 (the People's War) が合併して、インド毛沢東主義共産党(CPI-M)が結成され、この運動に対する懸念が高まっている。2005 年 1 月に行われた人民戦争側とアーンドラ・プラデーシュ州政府側との和平交渉が決裂したことを受けて暴力が急増し、2005 年にインド国内で 893 人が死亡した。また、攻撃も高度化し、時には数百人の反乱者が関与した。この反乱軍は現在、ニューデリーで最も緊急を要する国内治安上の問題となっている。陸軍がこの問題を察知し、広まる暴動に対応する計画を策定したが、中央政府からの命令がなければ行動することはできない。ただし、中央政府の命令発動には、州政府からの要請が必要となる。この要請をすれば自己の管轄事項について管理能力がないという印象を与えるので、州政府はこの援助を求めることに躊躇している」。

[58d] (インド、非国家武装グループ)

- 16.08 北東インドの様々な種族グループや民族グループによる反乱軍活動の問題について、フリーダムハウスの世界の自由-インド(2008 年度版)には、次のような記載がなされている。

「…40 以上の反乱軍派閥が存在し、自己の民族又は種族グループのためにより広い自治権を認めるか、もしくは完全な独立を求めている。これらの集団は治安部隊を攻撃し、種族間で暴力行為を行った。反乱軍は、数々の爆発、民間人の殺人、誘拐、およびレイプに関与し、広範なゆすりのネットワークを持っている。南アジア・テロリズム・ポータル(SATP)によれば、2007 年に 1,000 人以上の軍隊、過激派、および市民が殺害され、マニプル州やアッサム州では最高レベルの暴力状態に達したという声明が出された。2007 年 1 月に、ヒンドゥー語(一部を除く)を話す移民労働者 80 人がアッサムの遠隔地で虐殺された。犯人グループは、おそらく分離独立を目指すアッサム統一解放戦線(ULFA)である。ULFA は小規模であるが類似の攻撃を同年度中に繰り返した。

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報(2009 年 5 月 12 日まで)については、最新ニュースの節でご覧になれます。

他方、数万人の市民が住居を追われ、多数の者が不潔な収容所に住み、自宅に帰ることができないでいる」。[43a]

- 16.09 ジェーン・センチネルのリスク評価(2007 年 10 月 17 日更新)には、次のような記載がある。

「数個の反乱軍が 1950 年代以降に北東部で活動している。インド北東部の 7 つの州(「セブン・シスターズ」)は、バングラデシュ北のシリグリ回廊地帯(幅 20 キロメートル)によってインドの残りの部分と接続している。これらの地域は資源に恵まれているが、住民(主にナガ、ボド、アソメセ、マニプリ、およびトリプラン民族)は、自分たちは中央政府によって搾取されており、様々なコミュニティが正当な経済的対価を受けていないと主張している。バングラデシュからの経済難民が土地(の取得)を求めて次々と流れ込んできており、種族や農民の生活を脅かしている。州やニューデリーの歴代政府がこの状況に対応できなかったことに対して、大きな憤りが起きた。従って、この地域は、農業や鉱業において生産的であるのみならず、1947 年の独立直後に中央インド政府に対しナガ民族が行った最初の反乱以降顕著となっている民族的な国家主義の傾向に付け込もうとする反政府勢力にとって肥沃な温床となっている。カシミールの反乱に比べればインドに対する脅威は小さいが、自治の問題やグループが地方の支援を強力に受けていると感じていることから、政治的解決の可能性はわずかである」。[58d] (インド、非国家武装グループ)

- 16.10 チャッティースガル州における政府、自警団員、ナクサライトによる虐待に関し、ヒューマン・ライツ・ウォッチはその報告書「中立であることは我々の最も重大な犯罪である」(2008 年 7 月更新)の中で、次のように述べている。

「中央インドにあるチャッティースガル州では、2005 年 6 月以降、報道されてはいないが、紛争が激化し、多数の村が破壊され、数万人の者が自宅を追われた。武装毛沢東主義運動と治安部隊、自警団グループ(サルワ・ジュドゥム)との間で熾烈な主導権争いが繰り広げられ、市民は殺人、拷問、強制立ち退き等の多大な人権侵害を被った。毛沢東主義者による武装運動(ナクサライトと呼ばれている)は、40 年にわたりインドの 13 州で拡大してきたが、南チャッティースガル州ではナクサライトに対して民衆が抗議しサルワ・ジュドゥム(州が支援する自警団グループ)が設立された。サルワ・ジュドゥムの目的は、ナクサライトを撲滅することである。サルワ・ジュドゥムの活動はすぐに多数の村…に広がった。政府の治安部隊の積極的な支援を受けて、サルワ・ジュドゥムのメンバーはナクサライトに味方する村に暴力的な攻撃をおこなった。

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報(2009 年 5 月 12 日まで)については、最新ニュースの節でご覧になれます。

サルワ・ジュドゥムは自警団活動を行うため、市民から徴兵し、数万人の者を政府管理のサルワ・ジュドゥム収容所…に移動させた。この攻撃的な政府支援の軍事活動に対して、ナクサライトは報復としてサルワ・ジュドゥム収容所の居住者を攻撃するとともに、サルワ・ジュドゥムのリーダー又は支援者であると特定された者、警察スパイ、又は補助的警察として任命された収容所の居住者を誘拐して殺害した」。[26e]

反乱グループによる暴力行為についてのさらなる詳細は、第 8 節：治安状況、第 11 節：反政府武装グループによる虐待を参照

[目次に戻る](#)
[情報提供者のリストへ進む](#)

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報（2009 年 5 月 12 日まで）については、最新ニュースの節でご覧になれます。

17. 言論の自由・報道の自由

17.01 2009 年 2 月 25 日に公表された米 국무省の人権実態に関するカントリーレポート 2008 年度版 (USSD2008 年) には、次のような記載がある。

「憲法は言論の自由と表現の自由を規定しているが、報道の自由は明記されていない。政府は一般に、実務においてこれらの権利を尊重した。独立の報道機関、効果的な司法、および機能的な民主的政治制度が結合して、言論の自由と表現の自由を保障している。1923 年国家機密保護法に基づいて、政府は、国家に対し有害な情報を発表又は送信した者を起訴することができるとされた。しかしながら、同年中に起訴に至ったケースは報道されていない」。

[2e] (第 2e 節)

17.02 上記レポートには、さらに次のような記載がある。

「独立の新聞・雑誌が定期的に発行され、複数のテレビチャンネルが政府の不正等の真実を暴く報道を放送しており、新聞は一般に人権を促進するとともに、明らかとなった政府の誤りを批判している。活字メディアの大半、およびテレビチャンネルの 80 パーセントは民営である。

「ラジオを除いて、外国のメディアは一般に自由に活動することができた。民間の衛星テレビは、ドアルシャン(国営テレビ)を目標に広範な競争を展開した。政府のネットワークがニュースを操作しているという主張があるが、他方、民営の衛星チャンネルも株主が支持する政党の綱領の宣伝をした。9 月 19 日、連邦インド内閣は外国のニュース雑誌に対し、地方版の発行印刷を承認した。外国の雑誌については、以前は、科学的、技術的、および特殊な定期刊行物のみしか印刷を許されていなかった。

[2e] (第 2a 節)

17.03 フリーダムハウスの世界の自由-インド(2008 年度版)には、次のような記載がある。

「ジャーナリストは多くの制約を受けるものの、民間企業が圧倒するメディアは活発であり、南アジアでも断然に自由と言える。憲法は言論・表現の自由を保護しているが、報道の自由については明文がない。政府はしばしば国家機密保護法に基づく権限を行使して、治安関連の記事を検閲している。州当局および国家当局もしばしばその他の治安法、法廷侮辱罪、刑事的名誉棄損法を利用して、メディアその他の批判的意見を抑制している。2006 年、国会は法廷侮辱罪法の修正案を可決し、真実を抗弁の一

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報(2009 年 5 月 12 日まで)については、最新ニュースの節でご覧になれます。

手段とした。しかしながら、地方の記者団体により非難されたお粗末なテストケースにおいて、ニューデリーの裁判所は 2007 年 9 月、元上級判事が自分の息子に有利なように判決を下したとする批判記事を載せた後、法廷侮辱罪に問われた「ミッドディ」誌の発行者および 2 名の編集者と 1 名の漫画家に対し 4 ヶ月の禁固刑を宣告した。上記被告人らは最終的には釈放され、上訴が係属中である」。[43a]

17.04 フリーダムハウスのレポートにはさらに、次のような記載がある。

「ジャーナリストは脅迫を受けている。2007 年中何度となく、取材中のレポーターが警察その他の者によって攻撃を受けたり、拘禁されたりした。何人かは右翼団体、反乱軍、地方政府の高官によって誘拐され、脅迫を受け、新聞社の事務所が攻撃を受けた。報道に携わる者は、農村地域、チャッティースガル州、カシミール州、アッサム州、マニプル州等の反乱軍の影響を受けた地域において特に攻撃を受けやすい。ジャーナリスト保護委員会によれば、ジャーナリストは競合する武装グループによる脅威に直面し、また、「不法団体」の声明の発表を禁止する新しい州政府指令も出され、マニプル州の状況は 2007 年に最悪の状況に達した。この年には少なくとも 2 回、メディアの特約店が一時的な営業停止の圧力に対し抵抗した。インターネットアクセスはインド国内では制約はないが、ある州ではインターネットカフェの顧客登録を義務付ける法律を提案した。潜在的に扇動性を有する書籍や映画は、しばしば国又は州政府によって禁止され、又は検閲を受けた」。[43a]

17.05 BBC のカントリープロフィール(2008 年 2 月 6 日付)には、次のような記載がある。

「インドの報道は活気に満ちている。増加する中産階級に掻き立てられ、新聞発行部数が増加し、新しい新聞が老舗と競争している」。このレポートは、さらに次のように報道している。「1992 年に国家によるテレビの独占が崩壊して以来、インドの放送は繁栄しており、チャンネルの割り当ても増加している。…インターネットの利用も急増しており、2007 年までには 4200 万人強のインド人が、インターネットを利用できるようになった」。[32h]

17.06 BBC ニュースのカントリープロフィールには、次のような記載がある。公共の全インドラジオ放送(AIR)のみがラジオでニュースを報道することが許されている。[32h]

17.07 2008 年度国境なき記者団ワールドワイド・プレス・フリーダム・インデックス(2007 年 9 月～2008 年 9 月)は、ジャーナリストと報道機関の自由度を反映するものであるが、インドは 173 ヶ国中 118 位にランクされていた(ランクが低い方が自由度が低い)。

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報(2009 年 5 月 12 日まで)については、最新ニュースの節でご覧になれます。

[42b]

[目次に戻る](#)
[情報提供者のリストへ進む](#)

ジャーナリストの取り扱い

17.08 2008 年の年次レポートにおいて、国境なき記者団は次のように述べている。「ある州では反乱軍に包囲され、当局が独立ジャーナリストと敵対するようになった。裁判所は報道の自由を保護するという憲法の問題に反する判決を下した」。

17.09 ジャーナリスト保護委員会 (CPJ) による、報道機関に対する攻撃に関するレポート 2008 年度版 (2009 年 2 月発表) には、次のような記載がある。

「当該年度中に、分離主義者、反乱グループ、および地域政府と間の地域紛争によって、インド人ジャーナリスト、特に農村地域のジャーナリストに危険かつ不安定な状況が作り出された。カシミール州の紛争地域での暴力によって、2 名のジャーナリストの命が奪われ、北東部アッサム州の分離主義者の反乱によって、別の 2 名が死亡した。また、北部ビハール州においても犯罪グループによって、ジャーナリスト 1 名が殺害された」。

17.10 上記レポートには、さらに次のような記載がある。

「カシミール地方のジャーナリストは、ニュースメディアの状況は過去数年間に比べ悪化している、と述べた。外出禁止令に対する許可証が新聞販売店には発行されず、印刷発行物の配布が妨害された。ジャーナリストのための全国的な行動は、ほとんどとられなかった。「われわれはデリーに本拠地があるので、国内で起きている出来事について一部始終は知らないのである」と週刊アウトLOOKの編集長ビノド・メータは、インドで行なわれたインド報道クラブの会合で述べた」。アッサム州、チャッティースガル州、およびビハール州でもジャーナリストに対する攻撃や拘禁が発生した」。

17.11 ジャーナリスト保護委員会は 2009 年 1 月 8 日、以下のように報告している。

「インド南部のカルナータカ州でチトレカ出版を率いていた B. V. セアタラムとその

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報 (2009 年 5 月 12 日まで) については、最新ニュースの節でご覧になれます。

妻ロヒニが、彼らが出版する新聞に絡み 2 年前に提起された犯罪容疑に関連し、日曜日以来、拘禁されている。警察はセアタラムに対し、この刑事告訴はチトレカ出版のカンナダ語日刊紙 2 紙が発行した記事中に、ある宗教団体の感情をさかなでた箇所があったという理由で 2007 年に同人らに対して行われた刑事告訴に関するものであると告げた」。^[46a]

17.12 報道に対する事件についての更なる情報は、下記の情報提供者に照会すること。

ジャーナリスト保護委員会、2008 年新聞社攻撃
国境なき記者団、日々の報道の自由

[目次に戻る](#)
[情報提供者のリストへ進む](#)

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報（2009 年 5 月 12 日まで）については、最新ニュースの節でご覧になれます。

18. 人権団体、組織、および活動

18.01 2009 年 2 月 25 日に更新された米 국무省の人権実態に関するカントリーレポート 2008 年度版 (USSD2008 年) には、次のような記載がある。

「一般的には、国内外の様々な人権団体が政府による制限を受けることなく活動しており、人権事件に関して侵害行為を調査し、その調査結果を公表した。しかしながら、人権団体が制限を受けたケースが数件ある。政府は NGO の調査と行動を支援した。

2006 年、内務省は適切な必要書類を提出しなかったとして、外国拠出金規制法 (FCRA) に基づき、8,673 の組織に対して外国資金を求めることを禁止した。NGO は、FCRA は制限的で、政府は組織に対して必要書類を提出するように通知することを怠ったと主張した。2007 年 12 月まで、FCRA に基づく資金がさらに 475 の組織に対して与えられた。内務省の年次レポート 2007～08 年によれば、475 の組織に対して登録が認められ、255 の組織に対して外国資金を受け取るための事前許可が認められた。

主要な国内人権団体は、政府が任命した NHRC である。NHRC は一般的には独立して行動しているが、いくつかの人権団体は、NHRC が組織的、法的弱点のため活動が妨げられていると主張した。例えば、NHRC は、国が管理する刑務所を訪問するのに通知義務や承認を得る義務はないが、陸軍による人権侵害について独自に調査すること、起訴手続きを開始すること、および一時的補償を行うことはできない。NGO はさらに、NHRC の資金の面での政府依存と、1 年を経過した虐待を調査できない点を批判した」。

[2e] (第 4 節)

18.02 上記のレポートにはさらに、次のような記載がある。

「2007 年、NHRC は、76,444 件の人権侵害の申立てを受理した。NHRC は、前年度から繰り越されたものを含む 101,272 件について終結した。NHRC は 86 件について 15,050,000 ルピー (約 350,000 ドル) に相当する暫定救済資金を勧告した。NHRC は、申立てを調査する法律上の権限を有するものではなく、州政府に対して報告書を提出するよう要請できるだけである。そして、州政府はこの報告書の提出要請をしばしば無視した。人権団体は、NHRC がすべての申立てを登録せず、些細な理由により事件を却下し、申立て人を適切に保護せず、事件の徹底調査を怠った、と主張した」。

[2e] (第 4 節)

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報 (2009 年 5 月 12 日まで) については、最新ニュースの節でご覧になれます。

- 18.03 ヒューマン・ライツ・ウォッチの 2009 年ワールドレポートには、次のような記載がある。

「ビナヤク・セン医師(外科医であり、市民の自由のための人民連合(PUCL)で活動する人権活動家)の裁判が 2008 年 5 月にチャッティースガル州で…始まった。2008 年 5 月、警察は、映画製作者であり PUCL メンバーのアジャイ TG を、違法な毛沢東主義者組織に関与した容疑で同法に基づき逮捕した。政府は、同法に定められた法定の 90 日間以内に起訴することができなかったため、彼は 8 月に保釈された」。[26b]

- 18.04 「フロントライン、人権擁護者の保護」には、2009 年 4 月 24 日のセン医師の状況についてさらに詳しい報告がある。「フロントラインは、ビナヤク・セン医師が冠状動脈の病気のため緊急に治療する必要があるとの報告を受けた」。マルホトラ医師は、ベレーレのクリスチャン医大への照会を勧めたが、裁判所の命令にもかかわらず、刑務所側はライプルの別の病院に移送した。[101a]

- 18.05 フリーダムハウスの世界の自由-インド(2008 年度版)には、次のような記載がある。

「一般的に、人権団体は自由に活動することができる。しかしながら、人権団体は脅迫、法的嫌がらせ、警察力の過度の行使、時として死に到る暴行による人権擁護者への脅迫について懸念を表明した。ヒューマン・ライツ・ウォッチによれば、グジャラート州では、2002 年の宗教・民族的暴動の後、正義を求める個人や組織が、警察捜査、税務調査、脅迫電話等、州当局から嫌がらせを受けた。人権擁護者はまた、2007 年中にチャッティースガル州において強烈的な脅迫と嫌がらせを受けた。人権活動家の仕事は、国際的な会議や研究集会開催の際、テーマが「その性質上、政治的、準政治的、共同体に関連する、又は宗教的なものである場合、又は人権と関連している場合」、当該国際会議等の開催前に許可を得ることを義務付ける 2001 年内務省令によって妨害を受けた。外国の監視団はビザの発給を拒絶されることがあり、人権問題についてインドに出張調査をすることができなかった」。[43a]

目次に戻る
情報提供者のリストへ進む

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報(2009 年 5 月 12 日まで)については、最新ニュースの節でご覧になれます。

19. 汚職

19.01 2009 年 2 月 25 日に更新された米 국무省の人権実態に関するカントリーレポート 2008 年度版 (USSD2008 年) には、その序論に次のような記載がある。「政府および警察のすべてのレベルに汚職が存在し、問題を処理しようと試みても失敗に終わる…」。また、次のような記載がある。「法律上、公務員の汚職に関しては刑事罰が規定されているが、実務上、政府高官には刑事免責が与えられているので、汚職行為が頻繁に行なわれている」。^[2e] (第 3 節)

19.02 フリーダムハウスの世界の自由-インド (2008 年度版) には、次のような記載がある。

「政治に深く浸透した犯罪性、老朽化した州組織、および広範な汚職…等によって、政府の効率性と説明責任が低下した。選挙制度は、租税回避その他の手段で取得した「ブラックマネー」に依存している。政治家や公務員は、賄賂を収受したり、その他の汚職行為に関与したりした場合、逮捕されることになっている。最近の事件では、国会議員 (MP) が下院の会期中に特定の質問をするよう依頼を受けたことの見返りとして現金を収受した現場を撮影され、辞職に追い込まれた。さらに、前科を持つ数名の候補者が特に州の議会で当選した。候補者に対し自己の金融資産、前科、および学歴について宣誓することを義務付ける法律があるが、組織犯罪と関連がある者、又は届出のない資金によって当選した者が国会議員として職務を執行している。重大な刑事告訴を受けている国会議員が多数いるのである。2005 年情報権利法により、官僚構造の透明性が向上し、記録に対する市民のアクセスが改善された。しかしながら、内部腐敗の告発者、その他の活動家が官僚の汚職を暴露しようとすると、脅迫を受けたり、昇進の面で不利な扱いを受けたりした」。^[43a]

19.03 2008 年 9 月に発表された 2008 年汚職認知指数 (CPI) によれば、トランスパレンシー・インターナショナルは、世界の汚職ランキングでインドを 180 ヶ国中 85 位にランク付けした。CPI スコアは 3.4 であった。(CPI スコアとは、ビジネスマンや各国分析官から見た汚職度の認知状況のことであり、10 (極めて清廉) から 0 (極めて腐敗している) までの間で採点される。)^[72]

19.04 インド政府の中央自警委員会のウェブサイト (2008 年 6 月 1 日アクセス) には、次のような記載がある。「インド政府は中央自警委員会を、職務の買収又は濫用の申立てに関する情報公開について、書面で不服を受け付け、適切な手段の勧告を行う「指定機関」として認可した」。^[24a]

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報 (2009 年 5 月 12 日まで) については、最新ニュースの節でご覧になれます。

警察の汚職については、第 9 節：警察を参照。

[目次に戻る](#)
[情報提供者のリストへ進む](#)

この COI レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。
直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報（2009 年 5 月 12 日まで）については、最新ニュースの節でご覧になれます。

20. 宗教の自由

序論

20.01 米 국무省の国際的宗教の自由に関するレポート 2008 年度版 (USIRF2008 年) には、次のような記載がある。

「様々な少数宗教コミュニティのために異なる個人身分法が存在しており、法的制度の内容は婚姻、離婚、養子、および相続の分野で宗教ごとに適用する法律を認めるものとなっている。政府はこれらの法律を制定するにあたり、個人身分法委員会に対し広範な自治を認めている。ヒンドゥー法、キリスト教法、ゾロアスター教法、イスラム教法が法的に認められており、裁判上の執行力を有する。これらの法律はすべて、国および州レベルの立法府、および社会改革の義務から免除されない。」[2b] (第 11 節 法的方針の枠組み)

20.02 2009 年 2 月 25 日に発表された米 국무省の人権実態に関するカンントリーレポート 2008 年度版 (USIRF2008 年) には、宗教の自由に関する序論において次のような記載がある。

「法律上は、世俗的政府と宗教の自由の保護が規定されており、中央政府も実務上、一般的にはこれらの条項を遵守している。法律は原則的に、宗教の自由の違反に対する救済を規定してはいるが、宗教的色彩の強い暴力事案の多くでは、厳格又は効果的には実施されていない。一部のヒンドゥー強硬派は、特に国および地方レベルにおいて、宗教的少数者に対する自らの攻撃に対し調査や起訴が効果的になされないことを、自分たちが刑事免責の下でそうした行為を行なうことができる証拠と解釈した。インドの連邦制政治システムは、州政府に対して、法と秩序の維持に関する排他的管轄権を与えているが、これにより、宗教の自由に対する侵害を含む、国家レベルの虐待に中央政府が直接対処する能力が制限されている」。

[2e] (第 2c 節)

20.03 フリーダムハウスの世界の自由-インド (2008 年度版) には、次のような記載がある。

「宗教の自由は憲法上保障されており、公式には世俗的国家であるがヒンドゥー教徒が多数を占める国において尊重されている。しかしながら、宗教的少数者に対する暴力 (聖職者に対する攻撃、および教会やモスクの破壊を含む) は依然として未解決の問題であり、犯罪者の起訴は不十分である」。

[43a]

20.04 USIRF の 2008 年レポートには、さらに次のような記載がある。

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報 (2009 年 5 月 12 日まで) については、最新ニュースの節でご覧になれます。

「実務において、中央政府は原則として宗教の自由を尊重してきた。しかしながら、州政府および地方政府は、この自由に対する制限を課した。本レポートの調査対象期間中、中央政府による宗教の自由尊重という点で状況に変更は見られなかったが、いくつかの分野で問題が存在している。ある州政府は「反改宗」法を制定、改正したが、警察や法執行機関はしばしば、宗教的少数者のコミュニティに対する攻撃への効果的な対応として、迅速に行動することはなかった」。

[2b] (序論)

20.05 USIRF の 2008 年度レポートには、さらに次のような記載がある。

「宗教を規制する連邦および州の法律には、1976 年外国拠出金規制法 (FCRA)、州レベルの「反改宗」法 (わずかに存在する)、アーンドラ・プラデーシュ州の反布教法、1967 年不法活動防止法、1988 年宗教団体 (濫用防止) 法、1946 年外国人法、および 1869 年インド離婚法…がある。1967 年不法活動防止法 (UAPA) は、コミュニティ間の不和を引き起こし、テロリズムや治安妨害に関与したり、1976 年 FCRA 違反を行った宗教組織を禁止する権限を政府に与えている。[2b] (第 II 節 法的方針の枠組み)

20.06 USIRF の 2008 年度レポートには、さらに次のような記載がある。

「2001 年の政府国勢調査によれば、ヒンドゥー教徒は人口の 80.5 パーセントを占め、イスラム教徒が 13.4 パーセント、キリスト教徒が 2.3 パーセント、シーク教徒が 1.8 パーセント、その他 (仏教徒、ジャイナ教徒、パーシー (ゾロアスター教徒)、ユダヤ教徒、バハイ教徒を含む) が 1.1 パーセントとなっている。イスラム教徒の 85 パーセント強がスンニ派で、残りがシーア派である。種族グループ (歴史的にカースト制度外に置かれた土着グループのメンバー) は、政府統計上は原則としてヒンドゥー教徒に分類されているが、伝統的な土着宗教 (アニミズム) を信奉していることがある。

「イスラム教徒は、ウッタル・プラデーシュ州、ビハール州、マハラシュトラ州、西ベンガル州、アーンドラ・プラデーシュ州、カルナータカ州、およびケーララ州に多数の人口を擁し、ジャンムー・カシミール州ではイスラム教徒が多数を占めている。キリスト教徒は、北東部、および南部のケーララ州、タミル・ナドゥ州、ゴア州に集中している。3 つの小さな北東部の州 (ナガランド州、ミゾラム州、メーガーヤ州) ではキリスト教徒が多数を占めている。パンジャブ州ではシーク教徒が多数を占めている。

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報 (2009 年 5 月 12 日まで) については、最新ニュースの節でご覧になれます。

「およそ 2 億人又は人口の 17 パーセントが指定カースト (SC) および指定種族 (ST) に属する。これらは以前に「不可触民」、別名「ダリット」と呼ばれていた。表面上、広範な差別から逃れるために、ヒンドゥー教から他の宗教グループに改宗した者がいる。

[2b] (第 1 節 宗教統計)

20.07 全世界キリスト教連盟 (CSW) は、2009 年 2 月 9 日に以下のような報告をした。

「CSW および全インドキリスト教審議会は、最近発表された宗教・信条の自由に関する国連特別報告担当者アスマ・ジャハングール氏のレポートを歓迎する。このレポートは、彼が 2008 年にインドに派遣された際に作成されたものである。このレポートは「インドの宗教的多様性および世俗主義がもたらす積極的効果」について言及しているが、同時に、「刑事免責制度が不寛容勢力を勇気付け」、宗教的憎悪を唱道する過激派集団が「群集暴力の恐怖を蔓延させた」ことに警告を発している」。

[目次に戻る](#)
[情報提供者のリストへ進む](#)

異宗教間婚姻

20.08 2006 年 1 月 9 日付のカナダ移民難民委員会の回答として、次のような記載がある。

「複数の情報提供者によれば、異宗教間婚姻や異なるカーストの婚姻はインドにおいて合法であり、1954 年特別婚姻法が適用される」。異なるカーストや宗教を持つ者同士の婚姻は、婚姻当時の一定の条件に従い、1954 年特別婚姻法に基づいて是認される。

20.09 上記情報提供者はさらに、次のように続けている。

「…異宗教間婚姻は都市部において学生や専門職の間でよく見受けられるが、農村部ではあまり見かけられない」。こちらが意見を求めた教授は、シーク教徒とヒンドゥー教徒間の婚姻はパンジャブ州では、かなりの数のヒンドゥー教徒が住んでいることもあって、「稀ではない」と言っている。彼の意見はこうである。異宗教間婚姻に対するインドの一般的社会的な考え方は「好意的ではない」。研究所に宛てられた書簡において、インドで活動する弁護士は、社会は異宗教間婚姻に対し一般的に否定的であることについては認めたが、異なる宗教的背景を持つ夫婦の取り扱いは、その場所や社会的地位によって異なっていると付言した。社会・文化人類学の准教授は、「そ

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報（2009 年 5 月 12 日まで）については、最新ニュースの節でご覧になれます。

のような社会的な考え方によって、しばしばそうした夫婦を村八分にしたり、差別したりする結果になった」。2004 年 7 月のニュース記事には、次のような記載がある。社会は「異宗教間婚姻に対し「強く反対」している。このような考え方はグジャラート州において支配的である。グジャラート州では、2002 年にヒンドゥー教徒が扇動したイスラム教徒に対する暴力事件の後、イスラム教徒とヒンドゥー教徒が「対立」しており、この事件では、2,000 人(主としてイスラム教徒信者)が死亡しているとも報じている。このニュース記事は、異宗教間婚姻に対する両親の反対についても強調している。[97e]

[目次に戻る](#)
[情報提供者のリストへ進む](#)

宗教的緊張

20.10 国連人権委員会のレポート「すべての人権、市民的、政治的、経済的、社会的および文化的権利(発展の権利を含む)の促進と保護」(2009 年 1 月 26 日付)には、次のような記載がある。「彼女の任務の最中、特別報告担当者は、宗教的少数派や彼らの崇拝場所に対する攻撃の報告だけでなく、様々な権利を奪われたヒンドゥー教徒の居住地に対する差別に関する数限りない報告を受けた。宗教的イデオロギーへの遵守を主張する組織化した群衆が、群集暴力の恐怖を蔓延させた」。[2e](第 2c 節)

20.11 USIRF2008 年度レポートには、次のような記載がある。

「全面的又は部分的に宗教的帰属に基づく社会的差別や暴力の例が存在した。これらの事件の多くは、政治、ナショナリズム、改宗、又は報復と結びついていた。この紛争においては経済競争も重要な役割を演じた。内務省の 2007 年～2008 年の年次報告書によれば、コミュニティ間の暴力又は宗教の違いに沿って発生する暴力が 761 件もあり、99 人が死亡し、2,227 人が負傷した。

「宗教間の相互理解に向けた努力により、宗教的指導者は宗教的緊張の緩和に向けて結束した。すべての宗教団体の著名な世俗主義者が、祭日を儀式で祝い、結婚式のような社会的イベントに出席して、他の宗教団体を尊重する公に向けた努力を行った。イスラム教徒団体が、ヒンドゥー教過激派がキリスト教徒を虐待したことに対し抗議した。キリスト教聖職者およびキリスト教組織のスポークスマンは、グジャラート州のような場所における反イスラム教暴力を非難する公式の声明を発表した。[2b](セ

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報(2009 年 5 月 12 日まで)については、最新ニュースの節でご覧になれます。

クショーン III. 社会的虐待および差別)

20.12 USSD レポート 2008 年度版には、以下のような記載がある。

「法定給付が宗教によって定義されたものを含む、特定のグループに対して割り当てられた。例えば、政府は、少数宗教が運営する教育機関に対して、たとえ同機関が政府から資金供与を受けていたとしても、同宗信徒のために入学枠を確保することを認めている。憲法第 17 条は不可触民の存在を非合法としている。しかしながら、低カーストのメンバーは依然として不利な立場にある。クワータ制により、ヒンドゥー教、シーク教、および仏教の宗教団体に属する指定カースト (SC) や指定種族 (ST) のメンバーには政府の職および高度教育機関の地位が確保されているが、キリスト教徒とイスラム教徒には与えられていない。キリスト教の団体は、SC からキリスト教やイスラム教に改宗した場合にもその他の SC 団体と同じ内容の「確保」を得ることを求めて裁判所に訴えた。この事件は最高裁に上告中であるが、このレポートの調査期間の終了日現在、判決は出ていない」。

20.13 上記レポートには、さらに次のような記載がある。

「1988 年宗教施設 (濫用防止) 法は、政治的目的による宗教施設の利用、又は被告人もしくは有罪判決を受けた者を隠匿する目的で寺院を利用することを違法としている。宗教的建物および宗教施設に関する法律は、宗教的建物を建設する前に州政府の許可を得ることを義務付けている。同法の賛同者は、同法の目的はイスラム教過激派グループがイスラム教施設を利用することを抑制することにあると主張したが、この手段はイスラム教徒間で異論の多い政治的な問題となった」。

20.14 国際的宗教の自由に関する国連委員会の年次報告書 (2008 年 5 月) には、次のような記載がある。インドの民主主義および世俗的な統治の伝統にもかかわらず、

「…インドの宗教的少数者は仲間の市民からの暴力的攻撃、殺人を含むいわゆる「宗教間暴力」の被害者となってきた。1990 年代末、インド全土にわたって、特にイスラム教徒やキリスト教徒等の宗教的少数者に対し、殺人、拷問、レイプ、財産破壊を含む暴力的攻撃が増加した。宗教間暴力を実行した者が暴力行為について告訴されることは稀であり、宗教的少数者に対する攻撃は刑事免責の下で実行されるという風潮を助長している。インドにおけるこのような暴力の増加は、サング・パリヴァールと関係があるグループの政治的影響力の増大と時期を同じくしている。サング・パリヴァ

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報 (2009 年 5 月 12 日まで) については、最新ニュースの節でご覧になれます。

ール(ヒンドゥー至上主義)とは、非ヒンドゥー教徒を外国人とみなし、ヒンドゥー教国家主義者の信条を促進するための政府政策を積極的に推進する組織団体である。サング・パリヴァールは、宗教的少数者に対する暴力を扇動したことにに関して直接的な責任を負わないとはいえ、攻撃の実行犯を追跡し、これらの少数グループに対する敵意の風潮を阻止するため、BJP が率いる中央政府ができる限りのことをしたとは思えない…。[67] (242 ページ) 上記レポートには、さらに次のような記載がある。「現行の国民会議派が率いる政府は、過去に宗教間暴力が勃発した状況では、当該暴力を防止しようと断固として行動し続けた」。[67] (243 ページ)

- 20.15 政府は宗教的寛容性を向上させ、コミュニティ間の調和を築くための努力を続けた。少数者問題担当省、国家人権委員会、および少数者のための国家委員会は、地方、国家レベルを問わず、補償を勧告することで、宗教の自由を促進し続け、人権問題に焦点を当てた。(USIRF2008 年レポート、2008 年 9 月) [2b] (第 11. 宗教の自由の状況)

改宗

- 20.16 USIRF2008 年レポートに記載されているように、「28 州のうち、グジャラート州、オリッサ州、チャッティースガル州、マディヤ・プラデーシュ州、およびヒマチャル・プラデーシュ州の 5 州において現行の「反改宗」法が存在する。しかしながら、レポート調査期間中、これらの法律に基づいて有罪判決が出たとの報道は見られなかった。アルナーチャル・プラデーシュ州には未施行の「反改宗」法が存在し、実施に必要な附則の制定が予定されている。[2b] (第 11 節 法的方針の枠組み)

- 20.17 USIRF2008 年レポートは、反改宗法について次のように記載している。

「オリッサ州の 1967 年宗教の自由に関する法律には、次のような記載がある。「いかなる者も、直接的か否かを問わず、強制力、誘因、又は詐欺的な手段を用いて、他人をある宗教的信仰から他の宗教的信仰に改宗させる行為、又は改宗させようとする行為をしてはならない。そのような改宗を教唆する行為も同様とする。…」当該法律に違反した者は、拘禁又は罰金のいずれかの刑を科されるか、もしくはこれらが併科される。犯罪に未成年、女性、又は SC/ST (指定カースト/指定種族) のメンバーが関係している場合、これらの刑は重くなる。当該法律は、地区の治安判事が宗教的信条を布教している宗教組織や個人のリストを保有すること、改宗を希望する者は治安判事に対し宣誓をすること、聖職者は改宗の儀式を司祭する意思を宣誓すること、および警察官が特定の改宗行為について支障がないかを決定することを義務付けている。本レ

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報 (2009 年 5 月 12 日まで) については、最新ニュースの節でご覧になれます。

ポートが対象とする期間中、治安判事が改宗の許可を却下した事例、または同法に基づいて有罪判決が下された事例は報告されていない」。[2b] (第 11 節 法の方針の枠組み)

20.18 上記レポートにはさらに、次のような記載がある。

「チャッティースガル州およびマディヤ・プラデーシュ州の規定によれば、「強制力、誘惑、又は詐欺的な手段を用いて、他人をある宗教的信仰から他の宗教的信仰に改宗させる行為、又は改宗させようとする行為、もしくはそのような改宗を教唆する行為は禁止されている」。違反した者には 2 年以下の懲役および 220 ドル以下 (8,800 ルピー) の罰金が科される。子供、女性又は SC/ST メンバーに対する場合は、刑が加重される」。[2b] (第 11 節 法の方針の枠組み)

20.19 USIRF2008 年レポートにはさらに、次のような記載がある。

「当局は、強制力、誘惑、又は詐欺を用いて改宗行為に関与したとして、本レポート調査期間中、州レベルの「反改宗」法に基づき多数のキリスト教徒を逮捕した。ヒンドゥー教国家主義者組織はしばしば、キリスト教の宣教師が無料の教育と医療をえさに、低カーストのヒンドゥー教徒を誘惑したと主張し、これらの行為を強制的改宗に該当するものであるとした。キリスト教徒は、低カーストのヒンドゥー教徒は自己の自由意思で改宗したのであり、ヒンドゥー教の団体がこれらの新キリスト教徒をヒンドゥー教に「再改宗」させようとする行為自体、報酬を伴うものであり、詐欺的であると反論した。[2b] (第 11 節 強制された改宗)

20.20 USIRF2008 年レポートには、次のような記載がある。

「キリスト教の団体は、キリスト教やイスラム教に改宗した SC の場合にも、その他の SC と同じ内容の「確保」を得ることを求めて裁判所に訴え、キリスト教徒の SC がカースト制度に基づくのと同様の社会経済的、政治的な汚名と差別を受けていると主張した。これに対してよくなされる反論は、キリスト教にはカースト制度は存在しないのであるから、SC のキリスト教徒に対して確保の適用を拡大する必要はないというものがある。この事件は最高裁で上告中であるが、このレポートの調査期間の終了日現在、判決は出ていない。なお、アーンドラ・プラデーシュ州においては、イスラム教信者に対する確保が存在した」。[2b] (第 11 節 法的/方針の枠組み)

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報 (2009 年 5 月 12 日まで) については、最新ニュースの節でご覧になれます。

20.21 USIRF2008 年レポートには、次のような記載がある。

「野党の BJP(インド人民党)、RSS(民族奉仕団)、その他の関連組織(以下、総称して「サング・パリヴァール」(ヒンドゥー至上主義)という)は、他の宗教の施設を尊重し、寛容すると主張した。しかしながら、RSS はヒンドゥー教からの改宗に反対し、すべての市民は属する宗教にかかわらず、ヒンドゥー教的な文化価値に従うべきであると主張した。このレポートの調査期間中、BJP は、インド国内のすべての州において「反改宗」法を可決させること、アヨーディヤーの敷地にヒンドゥー教の寺院を建設すること、および統一民法の制定等の強硬策を擁護し続けた。[2b] (第 11. 宗教の自由の侵害)

[目次に戻る](#)
[情報提供者のリストへ進む](#)

イスラム教

20.22 USIRF2008 年年度レポートには、次のような記載がある。「イスラム教徒は、ウッタール・プラデーシュ州、ビハール州、マハラシュトラ州、西ベンガル州、アーンドラ・プラデーシュ州、カルナータカ州、およびケーララ州に多数の人口を擁し、ジャンムー・カシミール州ではイスラム教徒が多数を占めている。イスラム教徒の 90 パーセント以上がスンニ派であり、残りがシーア派である。[2b] (第 1 節 宗教的人口統計学)

20.23 2007 年 6 月 22 日の外交問題委員会の背景的文書、「インドのイスラム教徒の人口」には、次のような記載がある。

ヒンドゥー教徒が大多数を占める国であるにもかかわらず、インドには 1 億 5 千万人のイスラム教徒がおり、インドネシアに次いで世界で 2 番目にイスラム教徒の人口が多い国である。インド経済が好調であるのとは裏腹に、インド最大の少数者グループは取り残されている。イスラム教徒は識字率が低く、貧困率が高い。また、ヒンドゥー教徒とイスラム教徒間の暴力により多数のイスラム教徒の生命が犠牲となり、その数はヒンドゥー教徒と比べて不均衡である。しかし、イスラム教徒は選挙に影響を与えることができ、イスラム教徒の機嫌を伺う候補者から譲歩を得ようと、選挙連合としてその力を行使している。

20.24 外交問題委員会の文書には、さらに次のような記載がある。

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報 (2009 年 5 月 12 日まで) については、最新ニュースの節でご覧になれます。

「インド南部および西部のイスラム教徒は、北部のイスラム教徒よりも生活レベルが高い傾向にある。歴史的には、裕福なイスラム教徒は西部や南部の州に住んでいるが、北部のイスラム教徒の多くは1947年のインド分割中にパキスタンに出国した。また、農村部のイスラム教徒は、都市部のイスラム教徒よりも貧困度が低い。都市部の貧困率は38パーセントであり、低カーストのヒンドゥー教徒を含むその他の人口と比べて高いものとなっている。イスラム教にカースト制度は存在しないが、インドの3つのイスラム教グループ(アシュラフ、アジラフ、アルザル)はカースト制度のように機能している。アシュラフは上流クラスのイスラム教徒で、アラブの家系を引いているが、アジラフはインドのカースト制度から逃れるためにイスラム教に改宗したヒンドゥー教徒であると考えられている。第三のグループであるアルザルは、低カーストのヒンドゥー教徒と関係している。

- 20.25 2006 年 11 月のサッチャーレポートには、次のような記載がある。イスラム教徒の人口が多い村はインフラが脆弱な地域に存在しており、イスラム教徒の家庭には電気・ガス等の設備が整っていない場合が比較的多い。さらに、次のように記載されている。

「労働市場においてイスラム教徒の占有率は低く、インド全土を通じてその傾向が顕著であった。学位や証明書を取得しても、イスラム教徒は、特に政府や組織部門において職を得ることができなかった。同委員会では、イスラム教徒が権力機構内の地位に就いている割合が低い点が問題となった。官僚、警察、司法等の公務に就いているイスラム教徒が少ないということは、極めて重大な懸念となってきた」。

- 20.26 2005 年 2 月の BBC の放送は、次のように報道している。「インドのシーア派は最近、インドで最も重要なイスラム教組織である全インドイスラム教属人法委員会(AIMPLB)から脱退した。

「インド憲法下では、イスラム教徒は婚姻、離婚、および相続の分野において別個の法律の適用を受ける権利を有している。これらの法律を制定するのが AIMPLB であるが…シーア派とスンニ派の家族法に関する解釈は異なっている。シーア派は、異論の多い「トリプルタラク」や即決離婚(イスラム教徒の男がその妻を数分間のうちに離婚することができる制度)を認めていない。また、相続法についても差異がある。スンニ派においては、男が死亡した場合、その姉妹は、その子供とともに相続分を取得する権利がある。シーア派の男が死亡した場合、その財産は子供のみが相続し、その他の家族は何らの権利を与えられていない」。

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報(2009 年 5 月 12 日まで)については、最新ニュースの節でご覧になれます。

シーア派の聖職者のインタビューによれば、モスクと墓地も異なっているという。
[32i]

[目次に戻る](#)
[情報提供者のリストへ進む](#)

グジャラートの暴動(2002 年)

20.27 USIRF の 2008 年レポートには、次のような記載がある。

「グジャラート政府が 2002 年の宗教間暴動の犯人を逮捕することができなかったことについて、懸念は未だ払拭されていない。2002 年 4 月に設置されたナナバチ・シャー委員会、2002 年のグジャラートの暴動について審理を継続し、正式に 6 か月の延期が決まった。2008 年 3 月にシャド判事が死亡し、グジャラート政府は代わりにアプルバ・メータ判事を任命した。なお、本レポート期間の末日現在、新ナナバチ・メータ委員会がその報告書を提出するという動きはない」。[2b] (第 II. 宗教の自由の侵害)

20.28 上記レポートには、さらに次のような記載がある。「2008 年 3 月、最高裁は、グジャラートの特別地域首相ナレンダ・モディ、警察庁長官 P.C. パンディ、その他 66 名に対し、2002 年暴動の生存者の一人であるザキア・ジャフリの申立てに基づいて FIR(第 1 情報レポート)が提出されなかった[原文ママ]理由の調査を行うよう通知した」。[2b] (第 II. 宗教の自由の侵害)

20.29 上記レポートにはさらに、次のような記載がある。「2008 年 3 月、最高裁は、警察本部長から構成される特別調査チーム(SIT)に対し、10 件の重要事件(ゴドラ列車火災事件を含む)について検討し、これらの事件の再調査が必要であるか、又は調査権限をグジャラート州から移管させるかどうかについて最高裁に通知するよう命じた。本レポート期間の末日現在、SIT は報告書を提出していない」。[2b] (第 II. 宗教の自由の侵害)

20.30 2009 年 1 月 26 日付の国連レポート「インドへの派遣」は、2002 年ゴドラの列車火災事件に関する様々な公的調査についての論争に言及している。特別報道担当者は、裁判所に対する不信により被害者の恐怖の一層の悪化が認められるとし、さらに市民

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報(2009 年 5 月 12 日まで)については、最新ニュースの節でご覧になれます。

社会との様々な会合の場における私服警官の厳然たる存在にも困惑した。[17c]

[目次に戻る](#)
[情報提供者のリストへ進む](#)

キリスト教徒

20.31 USIRF2008 年レポートには、次のような記載がある。キリスト教徒は人口の 2.3 パーセントを占め、北東部のほか、南部のケーララ州、タミル・ナードゥ州、ゴア州に集中していた。キリスト教徒を多く抱える北東部の州は、ナガランド州、ミゾラム州、メーガーラヤ州である。[2b] (第 1. 宗教人口統計学)

20.32 国際的宗教の自由に関する米国委員会が 2008 年 5 月に発表したレポートには、次のような記載がある。「主としてヒンドゥー教過激派国家主義グループと関連する人物によってなされるキリスト教の教会や信徒への攻撃が引き続き発生しており、犯人が州の司法機関によって処罰されることは稀である」。[67] (244 ページ)

20.33 全世界キリスト教連盟 (CSW) は、2008 年 3 月、2007 年に発生したキリスト教徒に対する宗教的暴力や差別についてのレポートを作成した。そのレポートの概要部分には、以下のような記載があった。

「インドには、宗教および信条の自由のための強力な憲法上および法制度上の保護条項が存在しているにもかかわらず、2007 年には、少数者 (特にキリスト教徒) の宗教活動に対する社会的な反対が多発し、それらはしばしばテロに発展した。宗教的に動機づけられた暴力の犯人に対しては、刑事免責という慢性的な問題が付いて回った…。宗教的に動機づけられた暴力は、2007 年を通じて、特にアーンドラ・プラデーシュ州、チャッティースガル州、カルナータカ州、およびマディヤ・プラデーシュ州において記録されている」。[17b]

20.34 上記レポートにはさらに、次のような記載がある。

「警察の怠慢や共謀は 2007 年に国内中で問題となったが、宗教的に動機づけられた暴力の犯人は通常、表面的な追跡を受けるだけに終わっている。多数の事例、特にチャッティースガル州、カルナータカ州、およびマディヤ・プラデーシュ州の事例では、警察はキリスト教徒の申立てを記録することを拒否したり、攻撃者ではなく被害者で

この COI レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報 (2009 年 5 月 12 日まで) については、最新ニュースの節でご覧になれます。

あるキリスト教徒を逮捕したりした。警察がキリスト教徒に対する暴力…に直接に関与していた事例もある。ヒンドゥー教からの改宗に反対するという文化が州レベルの反改宗法に反映されており、オリッサ州、マディヤ・プラデーシュ州、チャッティースガル州、およびヒマーチャル・プラデーシュ州で施行されているが、アルナーチャル・プラデーシュ州、グジャラート州、およびラージャスターン州では導入されているものの、実施されていない。このような法律は、少数宗教への改宗は違法であるという支配的考えの醸成や、その結果としての少数派キリスト教コミュニティへの中傷に寄与しているように見える」。[17b] (概要部分)

20.35 USIRF2008 年レポートには、次のような記載がある。「ヒンドゥー教徒又は低カーストからキリスト教徒への改宗は取り扱いが極めて困難な問題であり、キリスト教徒への攻撃や逮捕につながることがある。しかしながら、キリスト教徒は、しばしば暴力や抗議を伴わない大規模な公共祈祷会を開催した。例えば、ジョイス・マイヤー・ミニストリーズは 2008 年 1 月 17 日から 20 日までムンバイで祈祷会を開き、数千の崇拜者が参加した」。[2b] (第 III 節。社会的虐待および差別)

20.36 2009 年 1 月 26 日付の国連レポート「インドへの派遣」には、次のような記載がある。

「世界ヒンドゥー評議会 (VHP) の地元リーダーと他の 4 人の VHP メンバーが殺害された 2008 年 8 月 23 日後、オリッサ州の状況は[キリスト教徒にとって]再び悪化したと報道されている。毛沢東主義者のリーダーが犯行声明を出し、キリスト教指導者らが殺害を非難したが、その後、組織的暴力団がダリットや種族コミュニティのキリスト教徒を攻撃した。2008 年 9 月末までに、40 人以上がオリッサ州で殺害され、4000 人のキリスト教徒の家が破壊され、約 50 の教会が倒壊した」。[6d]

20.14 節 改宗も参照すること。

[目次に戻る](#)
[情報提供者のリストへ進む](#)

その他の宗教グループ

20.37 世界キリスト教百科事典には、上記に取り扱ったもの以外にも重要なインド宗教グループについての記載がある。

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報（2009 年 5 月 12 日まで）については、最新ニュースの節でご覧になれます。

「インドの多様な種族民の間、特にアッサム州の丘陵種族において、総称してアニミズムと記述される伝統的な宗教が存在している」。種族宗教は、ナガ族、カニダンス族、田園のトダス族およびヒルホール族等の土着民によって広く信奉されている。

- 信者の数に変動があるものの、仏教は広く信奉されている。1980 年代と 1990 年代に大規模な仏教センターが中央ビハールに建設された。
- ジャイナ教はヒンドゥー教改革運動であり、紀元前 6 世紀に遡る。信者の数はやはり変動してきた。1995 年、ジャイナ教徒の数はおよそ 390 万人となったが、国民の人口と比較するとその勢力は低下している。
- バハイ教は、1860 年頃にペルシアからインドに紹介された。過去数十年間に急速に拡大し、世界最大のバハイコミュニティとなった。1995 年までに信者数は約 150 万人となった。
- その他、多数の宗教が存在する。ゾロアスター教、ユダヤ教、無神論、および宗教を持たない者がいる。[52a]

[目次に戻る](#)

[情報提供者のリストへ進む](#)

シーク教徒とパンジャープ

シーク教および歴史的背景

- 20.38 情報請求に対する 2007 年 7 月のカナダ移民難民委員会の回答内容は、以下のとおりである。「シーク教はおよそ二千三百万から二千四百万人の信奉者を有する世界で 5 番目に大きい宗教組織である。シーク教徒は、インド人口のおよそ 2 パーセントを占める(約二千万人)。インドのほとんどのシーク教徒はパンジャープ州に住んでおり、同州の人口の約 60 パーセントに該当するものである。」[97a]
- 20.39 BBC のウェブサイト、宗教と倫理、シーク教徒の起源(日付不明)には、次のように記載されている。「シーク教は、南アジアのパンジャープ地方で発生した。パンジャープ地方は現在のインドとパキスタンに位置する。この地方の主たる宗教はヒンドゥー教とイスラム教である。シーク教の信仰は、グル・ナーナクがヒンドゥー教、イスラム教とは全く異なった信仰を説くようになった西暦 1500 年ごろに始まった。9 名のグル(師匠)がナーナクの後を継いで、次の数世紀にわたりシーク教の信仰とコミュニティを広めた。[83a]

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報(2009 年 5 月 12 日まで)については、最新ニュースの節でご覧になれます。

20. 40 上記の続き：

「グル・アルジュンは、アムリトサルをシーク教世界の首都として定め、シーク教経典の最初の権威ある書物「アジグラント」を編集した。第 10 代グルのゴーヴィンド・シンは、シーク教の信仰を永遠に守ることを目的として、1699 年にシーク教徒をカルサーと呼ばれる男女の軍隊として再組織した。ゴーヴィンド・シンは、シーク教の入門儀式(カンディーディパウル) および 5K を確立した。シーク教徒のユニークな外観はここから来ている。」 [83a]

20. 41 このウェブサイトでは、以下のような記載がある。5K が一体として「5K を身に付けたシーク教徒はグルに対する献身と服従を誓ったことのシンボルとなっている。5K とは、ケシュ(髪を切らない)、カーラー(鉄の腕輪)、カンガ(木製の櫛)、カッチャー又はカッチ、カッチェラ(綿の下着)、キルパン(鉄の短刀)をいう。」 [83b]

20. 42 世界の安全保障が公表している記事(日付不明)に記載されているように、「アカーリーダル(不滅軍隊)(1920 年に設立された政治宗教運動)は、シーク教の原点に戻ることを説いた。」アカーリーダルは、シーク教の主張を明確に表現し、独立運動を率いた政党となった。[4a]

20. 43 2007 年 7 月のカナダ移民難民委員会の情報請求に対する回答として、以下のとおり回答がなされた。

「1947 年のインド分割の後に、パンジャープのシーク教徒の一部がシーク教の故郷又は独立国家の概念を積極的に促進し、これを「カリスタン」と呼んだ。1980 年初頭に、シーク教の独立国家のためのコミュニティ運動が激化した。1984 年 5 月、シーク教政党アカーリーダルは、パンジャープ小麦の輸送の妨害とインド政府から税を徴収することにより、人民を扇動した。その報復として、政府は、パンジャープに 100,000 人の軍隊を送り、1984 年 6 月にシーク教のコミュニティに対して激しい攻撃を行った。」 [97a]

パンジャープでの軍事的暴力

20. 44 南アジア・テロリズム・ポータル(SATP)(2008 年 6 月 6 日にアクセスした内容)では、パンジャープのテログループとして次の 12 組織をリストアップしている。

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報(2009 年 5 月 12 日まで)については、最新ニュースの節でご覧になれます。

- ババル・カルサ・インターナショナル (BKI)
- カリスタン・ジンダバッド武装軍 (KZF)
- 国際シーク教青年連盟 (ISYF)
- カリスタン司令隊 (KCF)
- 全インドシーク学生連合 (AISSF)
- カリスタンのビンドラワラタイガー武装軍 (BTFK)
- カリスタン解放軍 (KLA)
- カリスタン解放戦線 (KLF)
- カリスタン武装軍 (KAF)
- ダシュメシュ連隊
- カリスタン人民解放組織 (KLO)
- カリスタン国民軍 (KNA) [44a]

20. 45 このウェブサイトには、2008 年パンジャープ評価において以下のような記載がある。「パンジャープでは、2007 年に平和が続いたが、10 月にルディヤーナーで単独かつ重大なテロリストの攻撃が発生した。「カリスタン」のための広範囲なテロリスト分離独立運動が 1993 年に包括的に敗北した後、インドにおいて主要な政治的暴力は 14 年間連続して発生しなかったが、この年はその 14 年目に当たる。」[44k]

20. 46 同一のレポートは次のように述べている。「中央情報の情報提供者…によれば、インド国内の政争を復活させようとする共同の企てが進行中であることが指摘されている。この情報提供者は、パキスタンが資金を提供するテロリスト分子が党派的暴力の引き金を引くことを企んでいること、および麻薬と武器のパキスタンからパンジャープへの密輸量が 3 倍に増加したことを暴露した。」[44k]

目次に戻る
情報提供者のリストへ進む

パンジャープでの人権への懸念

20. 47 アジア人権センター (ACHR) は、インド人権レポート 2008 年度版において、パンジャープは重大な人権侵害に巻き込まれてきたと報告している。ダリットは、残虐行為の標的となりやすい。刑務所内での拷問も広く行われた。司法は裁判の遅延により妨げられた。治安部隊員が重大な人権侵害 (拘留中の死亡や超法規的処刑等) を行った。刑務所の状態は劣悪で、パンジャープの刑務所は定員をオーバーしていた。

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報 (2009 年 5 月 12 日まで) については、最新ニュースの節でご覧になれます。

[18a] (パンジャープ)

治安部隊員の迫害

20. 48 USSD2008 年度版には、以下のような記載がある。

「特別調査委員会が設置されたにもかかわらず、1984～1994 年のパンジャープでの対反乱活動作戦およびデリー反シーク教暴動中に起きた失踪事件に対する何百人もの警察、治安部隊員の責任追及について、当該年度中、政府はほとんど進展を見なかった。2 月 25 日、NHRC は、パンジャープでの対反乱活動作戦での 657 名の被害者の特定が解明されていないことについて、司法バラ委員会を批判した。政府は当初、当該期間中に発生した 2,097 件の死亡・火葬事件について調査していた。[2c] (1b 節)

20. 49 同一のレポートに、以下のような記載がある。「当該年度においては、人権活動家 ジャスワント・シン・カルラーの未亡人、パラムジット・カウル・カルラーが、元警察署長の K. P. S. ジルに対して申し立てた 2006 年事件、あるいは、国民ライフル銃隊の隊員が自宅を襲撃した後、プルワマ、ジャンムー・カシミールで失踪したGRAM・ナビ・ミール事件の進展はなかった。」[2c] (1b 節)

20. 50 アムネスティ・インターナショナルのレポート 2008 年度版には、次のような記載がある。

「パンジャープでは、1984 年から 1994 年までに起きた市民騒乱中に重大な人権侵害を行った警官の大半が裁判を逃れたままにいる。警察が火葬した 2,097 人の不法な殺害の申立てについての中央調査委員会の結果は、調査が開始されてから 9 年が経過した今でも、未だ全面的に公表されていない。[全国人権委員会]NHPC は、アムリトサルという 1 地方における殺害の被害者 1,298 名の親族に対し補償を行った。しかし、NHRC は調査のペースが遅いことに関して批判を受け、また 10 月には、補償請求を審査することを目的として 2006 年に NHRC が任命した委員会は、様々な欠点を理由に人権組織から批判された。5 月、政府は、1993～1994 年にパンジャープで起きた警察による 3 件の不法な殺人について調査を命じた。これは、殺害されたとしてリストアップされた内の 3 人が、その後、生まれ故郷の村で発見されたという報告を受けてのことであった。」[3a] (不可罰)

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報（2009 年 5 月 12 日まで）については、最新ニュースの節でご覧になれます。

20.51 ACHR のインド人権レポート 2008 年度には、以下のような記載がある。

「2007 年 8 月 22 日に、ラビンデル・クマルは、ホシアルプルで犯罪捜査機関の警官
パルビーン・クマル・カンダから拷問を受けた。ラビンデル・クマルは、衣料ショ
ールームでの窃盗罪の容疑で記録された。2007 年 8 月 24 日に、ホシアルプルの警察
署長であるアニタ・プンジは、警察が行った予備審問の結果、カンダによる拷問の
申立が確認されたと述べ、部内調査を命令した」[18b] (パンジャープ)

パンジャープ州人権委員会

20.52 パンジャープ州人権委員会 (PSHRC) は、人絹侵害の不服申し立てを調査するため、
1997 年 7 月に発足した。[84a]

目次に戻る
情報提供者のリストへ進む

シーク教徒の国内転居

20.53 カナダ移民難民委員会 (IRB) の情報請求の回答 (2006 年 1 月 18 日付) において触れら
れているように、インドの憲法は、市民の移動の自由を認めている。人権活動家は、
次のように述べている。「理論的には、シーク教徒は、その他の宗教同様に、インド
北東部の排除ゾーン又は制限ゾーンを除き、インド国内で自由に移動、転居するこ
とができる」。[97c]

20.54 インドの他の地域から来た転居者に対するチェックは行われなかった。パンジャープ
のシーク教徒の場合も同様である。地方の警察隊は、インドの他の地域から来た
者に対する経歴チェックをするための人材や言語的能力を持ち合わせていなかった。
市民の登録制度は存在せず、ID カードを持っていない者もいた。ちなみに、ID カー
ドは容易に偽造することができた。「パンジャープ州からインド国内の他の地域に転
居するシーク教徒は、仮出所中でない限り、転居先の警察に登録する必要はない」。
(UNHCR レフワールド、2006 年 1 月 18 日) [97c]

20.55 事実認定のためパンジャープへ派遣されたデンマークの移民局の派遣団は (2000 年
3 月から 4 月)、次のように述べている。「幹部クラスの間は、届け出なければイ
ンドの他の場所に移動することはできないが、下層クラスの間は自由に移動でき

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。
直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報 (2009 年 5 月 12 日まで) については、最新ニュースの節でご覧になれます。

た、とアジア人権文書センターの所長は考えている。」インドの外交使節団からの情報提供者は、パンジャブで現在又は過去に問題があった者がインドの別の場所に転居することはできないと考える理由は一切ない、と述べている。そして、デリーの当局がパンジャブで指名手配を受けた者に関して通知を受けることはない、という事実が指摘されている。[37] (p53)

20. 56 米国市民権・移民局は、照会に対する回答(2003 年 9 月 22 日更新)として次のように述べている。

「オブザーバーは一般に、パンジャブ警察は、その者がインド国内のどこに転居しようと、指名手配中の容疑者を逮捕しようとすることに關しては、意見が一致している。しかし、数名のオブザーバーは、指名手配中の過激派リストの対象が「幹部クラス」の人間に選定(限定)されたとも言っている。これとは対照的に、他のパンジャブ専門家は最近、政治闘争に巻き込まれたシーク教徒は誰であれ、インド国内で危険にさらされていると言っている。実際に誰が危険にさらされているかの問題は別として、パンジャブ警察が指名手配中の容疑者を追跡していることには疑問はない。著名なインド人権弁護士は、資源情報センター(RIC)(インド人権弁護士 2003 年 5 月 4 日)への Eメールのメッセージ中で、「パンジャブ警察、およびインド国内のその他の警察や情報機関は、居場所を問わず、これら分離主義政治活動に従事し、過去に武装反政府グループに属していた者のリストに登載されている過激派を追跡している」と、述べている。[76] (p1)

20. 57 カナダ移民難民委員会(IRB)は、2006 年 1 月 18 日付の回答書において、次のように指摘している。「指名手配中の者を追跡する際、中央インド当局が別の州にいる人物の居所を突き止めようとするのではなく、これはシーク教徒についても当てはまる。そして、このような追跡行為は、その人物の信仰というよりもプロフィールと関係していると解説している、とアジア研究に詳しい教授はコメントしている。」照会先の人権活動家は、宗教に基づいてインドのシーク教徒の搜索や捜査が行われたという事実は知らないと言っている。[97c]

20. 58 同一の情報提供者は、次のように指摘している。シーク教徒の言語であるパンジャブ語はヒンドゥー語と極めて類似しており、また、パンジャブ州に住んでいるヒンドゥー教徒やイスラム教徒にも話されている。シーク語が、ヒンドゥー語、ウルドゥー語又は英語と同様に、その他のすべての州で通じるかどうかについては意見が分かれている。しかし、シーク語は特定の地域においてのみ通じるもので、パ

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報(2009 年 5 月 12 日まで)については、最新ニュースの節でご覧になれます。

ンジャープ語しか話せないとすれば、インド北部又は東部で意思疎通をすることになり、したがって、現地の言語を学習する必要があるだろうと言う者もいる。[97c]

20. 59 シーク教徒は、資金の問題を除けば、パンジャープ州外の地域に住宅を構えることについて何らの制限もない。住宅購入の障害となる重要な要素は宗教ではなく、むしろ財政的な問題である。2006 年 1 月 18 日付の回答において、カナダ移民難民委員会の照会先の 2 つの情報提供者はこのように述べている。このレポートにはさらに次のような記載がある。住宅の面で大きな差別を受けているのは、シーク教徒ではなくてイスラム教徒である。住宅の面でシーク教徒が差別される事例も時に見られるが、決して一般的なことではない。市民は、パンジャープ州を除き、住所がある州においてのみ農地を購入することができる。パンジャープ州ではインド国内で生活するインド人であれば農地を購入することができる。ただし、ある情報提供者によれば、主にシーク教徒、その他の宗教的少数者に対し法律が不利に適用されているという。(2006 年 1 月 18 日付、カナダ移民難民委員会) [97c]
20. 60 転居の際、シーク教徒は自己のスキルのレベルに応じて、差別を受けることなく就職が可能である。特定の会社は一定の地域出身者や高学歴者を採用しようとする傾向があるため、個人が差別を受けたと感じる、稀なケースは存在する。シーク教徒は、差別を受けることなく、パンジャープ以外の州の医療センターを利用することができる。ただし、財務的状況や都市との距離によって大きな差が出る。なお、2 つの情報提供者間で、以下の点で同一の意見を得られた。シーク教徒はパンジャープ以外の州で教育を受けることができるが、貧困が教育の主たる障害となっており、また都市との距離が教育の利用可能性に影響を与えている。(2006 年 1 月 18 日付、カナダ移民難民委員会) [97c]

目次に戻る
情報提供者のリストへ進む

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報（2009 年 5 月 12 日まで）については、最新ニュースの節でご覧になれます。

21. 民族グループ

21.01 国会連邦研究部門のライブラリーレポート 2004 年度版のカントリープロフィール (インド)には、次のような記載がある。

「民族グループの正確な人数は計算の基となるデータと方法によって変わってくるが、学者は一般に、言語的、文化的、そして遺伝学的な多様性においてインドを凌いでいるのはアフリカ大陸のみであるとしている。人口の 72 パーセントがインドアーリア人で、25 パーセントがドラヴィダ人、そして 3 パーセントがモンゴル人その他となっている。これらのグループはそれぞれがさらに様々な、しかも変動する言語、宗教、階級(カースト)を要素とするグループに細分化される。ヒンドゥーのカースト制度は厳密に言えば違法ではあるが広く行われており(一般に農村部に多い)、インド全土において 4 つの主要なカテゴリー(バルナス)から構成され、さらに何百ものサブカテゴリー(ジャティス)に細分化されている。ジャティスは特定の地域においてのみ見られるに過ぎない。これに類する世襲的・職業的な社会的階級制度がシーク教とイスラム教のコミュニティに存在するが、一般に普及し、制度化されているわけではない。なお、全人口の約 16 パーセントが「不可触民(untouchable)」である(法律用語である指定カースト(Scheduled Castes)の方がより正式な言い方であるが、「不可触民」は自分たちのことをダリット(Dalit)と呼んでおり、大まかには虐げられた人々(downtrodden)と訳される)。人口の約 8 パーセントが 461 の原住民グループのいずれかに属している(アディヴァシ(adivasi)という言い方が普通使用されるが、法律上は指定種族(Scheduled Tribes)と呼ばれている)」[77]

21.02 USIRF レポート 2008 年度版には、次のような記載がある。

「カースト制度に基づく差別は公式には違法であるが、特に農村部で広く行われている。民間部門での就労機会が多くなり、社会的に立身出世するチャンスが増えたので、インドではこの分野での静かな社会的変革が始まっている。しかしながら、農村部では未だにカースト制度が社会的昇進の主要な障害となっており、低カーストのイスラム教徒、キリスト教徒、ヒンドゥー教徒、仏教徒およびシーク教のダリットは、その結果として階級的、民族的な差別に直面している。差別と暴力から逃れるために改宗しようとするダリットがいるが、上流カーストからの敵意と反発を受けている。要するに、カースト制度は社会に根差した複雑な問題である」.[2b](第 III 節 社会的虐待と差別)

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報(2009 年 5 月 12 日まで)については、最新ニュースの節でご覧になれます。

21.03 フリーダムハウスの世界の自由-インド(2008 年度版)には、次のような記載がある。

「憲法はカースト制度に基づく差別を禁止しており、法律により、指定種族、指定カースト(ダリット)、その他の低カースト構成員のために教育および政府関連の職で優先割り当てが決められている。また、女性、宗教的・民族的な少数者は国政および地方政治において代表者を選出することができ、2004 年には、シーク教徒のマンモハン・シンがインド初の少数グループ出身の首相となった。しかしながら、低カーストの構成員および少数者は、今でも日常的かつインフォーマルな差別と暴力に晒されている。最もひどい虐待はインド国内の 1 億 6 千万人に上るダリットに対するもので、彼らは頻繁に土地その他の公共施設の利用を拒絶され、地主や警察から虐待を受け、社会的犯罪の容疑で村議会や上流カーストの構成員から処罰され、劣悪な状態での労働を強いられている」。

21.04 上記レポートは、次のように続けている。

「土地、職業、又は資源を巡る異なる民族グループ間の緊張が、暴力的な対立に発展することがあり、ヒन्दゥー教とイスラム教間の暴力が散発的に発生して、懸念事項となっている。イスラム教徒に対するその他の差別の形態は、パキスタンとの絶え間ない緊張と、テロリズムに対するグローバルな軍事活動の中で、不問に付されることがある。国際難民支援協会(Refugees International)によれば、インドは近隣諸国から数十万人の難民を受け入れているが、連邦難民法は存在せず、避難民に対する取り扱いは様々である」。

[目次に戻る](#)
[情報提供者のリストへ進む](#)

ダリット

21.05 2009 年 2 月 25 日に発表された米 국무省の人権実態に関するカントリーレポート 2008 年度版(USSD2008 年)には、次のような記載がある。

「法律の規定上は、ダリット、その他 SC[指定カースト]として定義される者を差別する不可触民の慣行は処罰の対象となるが、この差別行為は至る所に残存している。歴史的に不利な立場に置かれてきたカースト、ダリット、および種族民(歴史的にカ

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報(2009 年 5 月 12 日まで)については、最新ニュースの節でご覧になれます。

ースト制度外にある土着民グループのメンバー)に対し特別の割り当て(クォータ)および手当の支給を行うため、法律によって大統領に対し対象者の特定を行う権限が与えられている。これらのグループは、差別撤廃措置、雇用上の割り当て措置、特別開発基金からの手当、および特別訓練プログラムを受けることができる。2001年の国勢調査によれば、ダリットを含む SC は人口の 16 パーセント(1 億 6860 万人)で、ST[指定種族]が 8 パーセント(8430 万人)を占めているとされる。2006 年、国会は、SC および不利な立場に置かれてきた社会的階級のために教育機関の定員枠の 27 パーセントを確保するという法案を可決した)。[2e](第 5 節)

21.06 「インドのダリットについて」という題名の国際ダリット連帯ネットワークのレポート(日付不明)は、インド農村部の不可触民に関する 2006 年度調査を引用している。その中には、次のような記載がある。

- 村の 37.8%: ダリットは公立学校において他とは別に着席することが求められている。
- 村の 27.6%: ダリットは警察署への立ち入りを妨害されている。
- 村の 33%: 公的医療機関の職員はダリットの家を訪問を拒絶している。
- ダリット村の 48.4%: 水源に対するアクセスが拒絶されている。
- 調査対象の村の 35%: ダリットは、地元の市場で産物を販売することを禁止されている。
- 村の 25%: ダリットはダリット以外の者と比べて賃金が低く、労働時間が長い。…口頭又は身体的な虐待をより受けている。
- ダリットの 64%: ヒンドゥー寺院への立ち入りが制限されている。

[目次に戻る](#)
[情報提供者のリストへ進む](#)

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報(2009 年 5 月 12 日まで)については、最新ニュースの節でご覧になれます。

22. レズビアン、ゲイ、同性愛、およびトランスジェンダー

法的権利

22.01 2008 年 5 月 20 日付の国際ゲイ・レズビアン人権委員会 (IGLHRC) が作成したニューデリーでの裁判例に関する背景情報には、次のような記載がある。

「インド刑法 (IPC) 第 377 条は、同意の下であっても、世の習いに反して男、女、又は動物と性行為を行った者を処罰の対象としており、違反した者は 10 年以上終身刑以下の懲役および/または罰金に科される。1860 年代に制定された英国植民地法の一部として、第 377 条は「成人間の合意に基づく同性同士の性行為から、婚姻関係にある異性間のオーラルセックスでさえに至るまで、すべての不自然な行為の非合法化を意図したものであるが、[インド] 社会に浸透する同性愛恐怖症により、起訴されているのは前者のみである」。

[目次に戻る](#)
[情報提供者のリストへ進む](#)

社会的考え方および政府の見解

22.02 2004 年 5 月 13 日付のカナダ移民難民委員会の回答には、次のような記載がある。

インドの同性愛者に対する考え方に関して、政府は、同性愛は「インド社会においては容認されていない」という声明を出している。しかしながら、「合意の下で人目に触れない場所において行うのであれば、そのような関係を禁止する法律[第 377 条]にもかかわらず、同性愛に何の支障もない」とも言及している (2003 年 9 月 DPA14)。この声明は、ニューデリーを本拠地とする非政府組織 HIV/AIDS 組織のナズ財団が同性愛の法制化を求めて政府に圧力をかけた後、宣誓供述書においてなされたものである」。

22.03 上記情報源にはさらに、次のような記載がある。「インド政府によれば、児童虐待又はレイプが申し立てられた場合を除いて、第 377 条が適用されることは稀である。インド高等法院は、1860 年から 1992 年までの間に、第 377 条関連の事件をわずか 30 件しか審理しておらず、また、被告の大半は「合意に基づかない男色行為 (未成年者に対する性暴力を含む) で起訴されたものである」。

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報 (2009 年 5 月 12 日まで) については、最新ニュースの節でご覧になれます。

22.04 2008 年 5 月 20 日付の国際ゲイ・レズビアン人権委員会 (IGLHRC) ウェブサイトの記事は、次のように報告している。

「文書化されたレポートおよび個人の体験に基づく証拠によれば、インドのレズビアン、ゲイ、同性愛者、ヒジューラ(男性でも女性でもない「第 3 の性」に属する者)、およびトランスジェンダーのコミュニティに第 377 条が与える影響には、次のようなものがある。性暴力、拘禁中の虐待、およびゆすり等の警察暴力；強制的電気ショック、および精神病院での薬物による回復療法；親、兄姉が警察を利用してゲイやレズビアン関係にある家族を拘禁、脅迫すること；男と性行為を持った男 (MSM) と一緒に HIV/AIDS 防止活動を行っている NGO 職員の逮捕；日常的な LGBT (レズビアン、ゲイ、同性愛者、およびトランスジェンダーのこと) に対する汚名と差別の結果、大きな苦しみや自殺が発生すること。インドの活動家の一人は、次のように言っている。「法律の名の下に、同性愛者の生活における暴力、脅迫、そして恐怖が合法化されている」。

[80a]

22.05 2009 年 2 月 25 日に発表された米 국무省の人権実態に関するカントリーレポート 2008 年度版 (USSD2008 年) には、次のような記載がある。

「法律は男色行為および獣姦を処罰の対象としている。しかしながら、レズビアン、ゲイ、同性愛者、およびトランスジェンダーを標的とし、嫌がらせし、処罰を行うためにしばしば法律が適用された。ゲイやレズビアンは家族、職場、および教育等のすべての社会分野で差別に直面した。大抵の事例で、自己の性的嗜好を隠さない同性愛者が職場から解雇されていることを活動家は報告している。同性愛者はまた、身体的攻撃、レイプ、およびゆすりも受けている。警察は同性愛者に対する犯罪を犯し、逮捕をちらつかせては被害者が事件を通報しないように迫った。同性愛を禁止する刑法第 377 条の廃止を求める運動 (ボイス・アゲinst・377) は、当該年度中活動を続けた。8 月 27 日、法務省は同性愛を合法化する厚生省の要請を拒絶した」。

[2e] (第 5 節)

22.06 2008 年 6 月 30 日付の BBC ニュースは、次のように報じている。

ゲイの人権を擁護する支持者数百人が初めて、デリーのインド国会議事堂を行進した。ゲイ、レズビアン、およびトランスジェンダーが中央コンノートプレイスエリアに集合し、ゲイのプライドを誇示したものとしてはインド最大のイベントとなった。活動

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報 (2009 年 5 月 12 日まで) については、最新ニュースの節でご覧になれます。

家もカルカッタ市を行進し、過去最大のイベントとなり、またバンガロールでも行進が行われた。同性愛が未だに違法とされる社会における差別に終止符を打つことを要求する行進であった。インドのいくつかの州では、この法律に耐えられず自殺する人がいた」。

- 22.07 2008 年 7 月 3 日付のエコノミスト誌の記事は、2008 年 6 月 29 日のデリー、バンガロール、およびカルカッタでのゲイ・プライド・パレードについて触れ、次のように記載している。

「デリーの重いモンスーン雲の下でパレードを行った者の多くは、その主な動機は同性愛を獣姦と同一視して「不自然な性行為」とみなすインド刑法第 377 条の廃止を求める運動を行うことであると言っている。彼らは、英国が 150 年前に起草したこの条項が、逮捕者の数は少ないものの、同性愛者に対する嫌がらせやゆすりを行うため警察によって日常的に利用されていると言っている。デリー高等法院は現在、インドの NGO 傘下グループ…による第 377 条に反対する申し立てを審理している。インドの大都市においてゲイ社会が急増しているにもかかわらず、多くのインド人同性愛者が心配しているのは法律ではなく、自分の家族や同僚に発覚することである。

- 22.08 USSD2007 年には、次のような記載がある。「[2007 年]3 月、コルカタを拠点とする新しいメディア組織、アナンダ・バザール・パトリカは、コルカタにおいて同性愛者と見られる男性らが襲撃され、殺害された、と報じた」。

[目次に戻る](#)
[情報提供者のリストへ進む](#)

レズビアン

- 22.09 2008 年 5 月 22 日のピンクニュースの記事には、次のような記載がある。

「…焼身自殺をしたレズビアンのカップルのため、今週、合同葬儀が執り行われた。[このカップル]は、家族がその「不自然な関係」に反対したので、身体に火を点けた。この 2 人の女性は、自分たちの親密な関係に反対した家族から何年もの間、激しく苦しめられたと報道されている。学生時代からの関係であるにもかかわらず、両女性とも夫がいた。このようなことはインドではよくあることである。インドでは、異性愛のライフスタイルを送るように社会的、法的圧力がかかっているのである」。

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報（2009 年 5 月 12 日まで）については、最新ニュースの節でご覧になれます。

トランスセクシャルグループ/トランスジェンダーグループ

22.10 2008 年 5 月 13 日付のニュー・ステーツマンの記事には、次のような記載がある。

「インドの多くの大都市において勢いを増している、国際的な資金援助を受けた多数の支援者グループのおかげで、ヒジュラ[トランスジェンダー]、およびその他の性的少数者グループへの待遇が、少しずつではあるが改善されている。今年の 3 月、ヒジュラは画期的な耽溺緩和プログラムの適用対象グループに指定され、初めて政府の政策の枠組みに組み込まれた。同月、タミル・ナードゥ州はヒジュラに対して、希望すれば食糧カードに単に“M”又は“F”と記載するのではなく、“T”と記載することを許可し、間もなくパスポートおよび運転免許証についても同様の取扱いになる予定である」。

[88]

22.11 エコノミック&ポリティカル・ウィークリー2008 年 6 月 21 日版の記事には、次のような記載がある。

「タミル・ナードゥ州政府は、トランスジェンダーを男女とは別の性として公式に認知するという大胆な手段をとった。国内で初めて、教育機関の入学に際し第 3 の性カテゴリーを創設する政府命令が州教育庁によって発せられた。政府、および援助を受けた大学は、トランスジェンダー(ヒジュラ/アラバニス/アリス)の入学を認めなければならず、これにより彼らは、女性のために確保された定員の 30 パーセントを共有することになる。学生(大学院生や研究員を除く)の学部課程のための新申請書には別個のカテゴリーとしてトランスジェンダーが記載されており、これらの学生が自己の選択に従い、共学、男子校又は女子校を選んで大学に入学することが可能となった。

[5a]

LGBT コミュニティの支援を受けたグループ

22.12 性的少数者のためのインドのネットワーク (INFOSEM) (2008 年 6 月 28 日アクセス) は、インド国内の性的少数者に対しカウンセリングとサポートを提供するインド国内の 26 の組織をリストアップしている。[68]

22.13 アンドーラ・ニュースは 2009 年 2 月 9 日、以下のような報道をした。「ここ[チェンナイ]の非政府組織のボランティアや関係者は、専門的かつ感情的カウンセリング

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報 (2009 年 5 月 12 日まで) については、最新ニュースの節でご覧になれます。

を提供するために同性愛者のための電話相談を開始した」。インドのコミュニティ福祉組織は、LGBT コミュニティおよび社会から疎外された地区のために働く機関である。

[目次に戻る](#)
[情報提供者のリストへ進む](#)

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報（2009 年 5 月 12 日まで）については、最新ニュースの節でご覧になれます。

23. 身体障害

23.01 2009 年 2 月 25 日に発表された米 국무省の人権実態に関するカントリーレポート 2008 年度版 (USSD2008 年) には、次のような記載がある。

「憲法には、障害を差別の理由として禁止する明文の規定はない。障害者法 (PDA) は、障害者に対し平等の権利を与えている。しかしながら、プログラムの実施を政府の「経済的能力」に依存させている条項により、上記法律が実質的に弱体化されたと考えられている。雇用、教育、医療の提供の場面において広範な差別が身体障害者、精神障害者に対して行われている。公的な施設、輸送、および場所の障害者の利用可能性は法律によって義務付けられておらず、車いすが利用できる場所は限られている。2001 年の国勢調査によれば、国内に 2200 万人の障害者がいるとされるが、NGO は、実際の数をはるかにこれを超えていると推定している。世界銀行のレポートには、障害者の人口は 4 パーセントから 8 パーセントの間であると記載されている」。[2e] (第 5 節)

23.02 上記レポートにはさらに、次のような記載がある。

「政府および PDA は障害者の雇用の可能性を改善した。例えば、PDA は、公共部門の仕事の 3 パーセントを身体障害者、聴覚障害者、および視覚障害者に確保することを要請した。公共部門の従業員のわずか 0.44 パーセントが障害者となっているが、政府はこの数字を高めるために NGO のパートナーに対する資金を増額した。労働力の 5 パーセント超を障害者が占める民間会社に対しては PDA による給付がなされているにもかかわらず、民間部門における障害者の雇用は低迷している。7 月 17 日、中央政府は、月給 25,000 ルピー (およそ 568 ドル) に該当する民間部門の雇用者のための奨励プログラムを承認した。[2e]

23.03 上記レポートにはさらに、次のような記載がある。

「PDA は中央調整委員会を設置した。同委員会は、特別の必要性がある約 10 万人の子供が、統合的かつ包括的な教育又は非公式な教育を提供する約 2,500 の学校に通っていると報告した。2006 年に MHRD は、精神障害を持つ子供はグループを問わず 53 パーセントという低い就学率となっており、次いで言語障害を持つ子供が 57.5 パーセント、聴覚障害者が 68 パーセントとなっている」。[2e] (第 5 節)

23.04 BBC ニュースは 2008 年 3 月 12 日に、次のように報道した。

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報 (2009 年 5 月 12 日まで) については、最新ニュースの節でご覧になれます。

「インド政府は初めて、障害者のための双方向ポータルサイトを立ち上げた。このサイトの名前はプナルブハバ(意味は自己改革)といい、障害者および障害者のために働く者のための情報を提供している。…インド国内の障害者数は、公式には 2100 万人とされているが、非政府組織によれば実際はこれよりもはるかに多いという。これらの組織は、障害の程度が低い者も含めれば、最大で 6 千万のインド人が障害者に分類されると推定している。プナルブハバのサイトには、障害登録、オンライン・チャットルーム、ブログ、討論フォーラム、オンライン「裁判所」(苦情申立により補償申請ができる)へのリンク先が含まれる」。

[32s]

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報(2009 年 5 月 12 日まで)については、最新ニュースの節でご覧になれます。

24. 女性

インドにおける女性の事情に関するその他の情報については、第 25 節：子供、および第 26 節：人身売買を参照すること。

概要

24.01 CIA ワールド・ファクトブック (2009 年 2 月 5 日更新) に記載されている 2008 年 7 月推定によれば、およそ 11 億 4800 万の人口のうち、約 5 億 5600 万人が女性である。
[35]

24.02 インドは、1993 年 7 月 9 日に国連差別撤廃条約 (CEDAW) を批准した。[6b] (CEDAW 加盟国、日付不明)。国際女性人権アクション・ウォッチ (IERAW) が発行しているレポート (タイトルは「インド：第 2 回 CEDAW に関する NGO シャドーレポート」 (協力：全国女性同盟 (NAWO)。2006 年 11 月付) には、次のような記載がある。「インド憲法は、CEDAW 第 1 条で入念に規定されている「女性に対する差別」を定義していない。また、このような定義を反映する法律も存在しない。さらに、基礎的保障に含まれている平等権は、私人間の差別には適用されない。このことは、インドの法制度において重大な欠陥があることを意味する」。[30] (7 ページ)

24.03 女性子供開発担当省は、2001 年女性の権利強化に関する国家政策 (2008 年 1 月 1 日アクセス) において、次のように述べている。「我が国の憲法、法律、政策、計画、プログラム、および関連するメカニズムに規定されている目的と、インドにおける女性の地位の現状との間には大きなギャップがある」。[24f] (女性開発省；女性の権利強化に関する国家政策、2001 年度)

24.04 2007 年 2 月 2 日付の第 37 会期の最終コメントにおいて、CEDAW は、2001 年女性の権利強化に関する国家政策の導入についてインド政府を賞賛した。同政策は、他の事項とともに、すべての婚姻関係を 2010 年までに確実に登録することを内容としている。さらに、国家予算に計上された女性コンポーネント計画が同委員会によって好ましいものと称えられた。この計画では、全部門で計上された開発関連の支出の 30 パーセントが女性に支出されることになっている。また、同委員会は、与党が様々なプログラムを通じて、初等教育の入学率を上昇させたこと、および「ドメスティック・バイオレンスから女性を保護するための法律」(2005 年) を導入させたことを前向きなものとして捉えた。[6f]

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報 (2009 年 5 月 12 日まで) については、最新ニュースの節でご覧になれます。

24.05 しかしながら、上記 CEDAW レポートは、国家当局が特定の勧告に対し行動しなかった、又はそうした勧告を実施しなかった数多くの懸念分野を記録している。そうした懸念分野には次のものが含まれる。性差別法の非導入、ジェンダーに基づく暴力の問題に全体論的な方法で取り組むための国民行動計画の策定、女性ダリットに対する差別を防止する法律の実施、農村部や種族地域における貧しく、疎外されている女性に対し、無料の法的サービスをより広範囲に実施すること、種族女性の強制退去、庇護希望者や難民の認定に関し、いかなる法律・規則も施行されておらず、女性の庇護希望者や難民に対し不利益な影響を与えていること。[6f]

24.06 2006 年 11 月の IRAW レポートには、次のような記載がある。ジェンダーに基づく暴力が蔓延しているため、全国のほとんどの女性にとって、事実上、平等権の実現が阻まれている。インドで蔓延しているジェンダーに基づく暴力の形態には、ドメスティック・バイオレンス、結婚持参金に関連した暴力、性暴力、性的嫌がらせ、および胎児の性別に基づく選択的堕胎、女性ダリットに対する暴力、性的嗜好を理由とした法律を手段とする暴力が含まれる」。[30] (8 ページ)

24.07 2007 年 9 月に更新された OneWorld.net のインドカントリーガイド(2008 年 7 月 1 日アクセス)には、次のような記載がある。

「インドには恐るべき人口統計がたくさん存在する。例えば、驚くべき事実として、6 歳未満の男女比について言うと、少年 1,000 人に対し、少女はわずか 927 人しかない。世界で最も不均衡な比率であり、毎年減少している。恐るべき幼児殺しは、法律を強制実施することができないという事実も相俟って、文化的、経済的に根深い問題を内包している。ジェンダーに基づく差別は、名誉殺人という過激な慣習から、女性代議員の優先割当(クォータ)に対する議会での抵抗に至るまで、インド社会に蔓延している。政府は、第 11 回 5 年計画(草案)の策定、財産に関して娘と息子に対し平等の権利を与えるヒンドゥー相続法(2004 年改正)案のような法律を可決し、女性の地位を向上させようと試みた。ドメスティック・バイオレンス法(2005 年可決)も、女性団体による数年間の運動が結実したものである。[70]

20.08 フリーダムハウスの世界の自由-インド(2008 年度版)には、次のような記載がある。

「イスラム教個人身分法および伝統的なヒンドゥー教の儀式においては、相続、養子、および財産権に関して女性差別が行われている」。[43a]

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報(2009 年 5 月 12 日まで)については、最新ニュースの節でご覧になれます。

24.09 2008 年 2 月 26 日付のウーマンズ・ニュースには、次のような記載がある。「インドのいくつかの地域では、女性はヒンドゥー教寺院から締め出されているが、他方、プネ市の女性は 2 つの学校で僧職を研究し、儀式を主宰している」。

[27a]

社会・経済的指標

24.10 2001 年度の国勢調査によれば、インド人女性の識字率は 54.16 パーセントと記録されている。1991 年から 2001 年までの間、女性の識字率は 14.87 パーセント上昇し、同一期間の男性の識字率上昇よりも 3.15 パーセント高い。(国民識字ミッションーインド) [10]

[目次に戻る](#)
[情報提供者のリストへ進む](#)

法的権利

24.11 インド憲法下では、以下の権利が女性に保障されている。

- 第 14 条 法の下での平等
- 第 15 条第 1 項 国は、宗教、人種、カースト、性別、出生の場所等のみを理由として差別をしてはならない。
- 第 15 条第 3 項 女性および子供を対象として特別条項を定める国の義務
- 第 16 条 国の管理下にある事務所の職の任命については、すべての市民に対し平等の雇用機会が与えられる。
- 第 39 条第 (a) 項 国の政策上、必要な生計の手段を得る権利の確保については、男女平等に行うこと。
- 第 39 条第 (d) 項 同一の職については男女均等の賃金を支払うこと。
- 第 42 条 労働における公正かつ人道的な条件の確保、および出産保護措置に関する条項を定める国の義務。
- 第 52 条 (a) 協調を促進し、女性の尊厳を損なう慣行を廃止すること。 [24c]

24.12 女性子供開発担当省 (2008 年 6 月 1 日アクセス) は、女性に直接関連する様々な法律をリストアップしている。 [73] (立法/法律)

「ドメスティック・バイオレンスから女性を保護することに関する法案」については、

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報 (2009 年 5 月 12 日まで) については、最新ニュースの節でご覧になれます。

下記の 24. 58 ドメスティック・バイオレンスを参照。

[目次に戻る](#)
[情報提供者のリストへ進む](#)

政治的権利

政治における女性

24. 13 クープ誌の 2008 年 2 月 8 日付の記事には、次のような記載がある。

「今まで何年もの間、インドの政治は男性が支配してきた。政治的代表を持たず、政党からも活用されることなく、女性が政治の表舞台に立つことはなかった。…政治とは、インドの政治の最前線で活躍し、輝いた少数の女性にとっての遺産に過ぎなかった。現在では、自分の力で政治リーダーとなった女性がいる。タミル・ナードゥ州のジャヤラリタや西ベンガル州のママタ・バネルジーがそれである（他にも数名いる）。インドの政治状況は、都市部のみならず農村部においても、多くの女性がこのエネルギーな論争に加わるようになったため様変わりした感がある。事実、村の女性は、都会の女性と比べて、より大きな権限を得ているように思われる」。

[目次に戻る](#)
[情報提供者のリストへ進む](#)

社会・経済的権利

職場における女性

24. 14 2009 年 2 月 25 日に発表された米 국무省の人権実態に関するカントリーレポート 2008 年度版 (USSD2008 年) には、次のような記載がある。

「法律の規定では職場での差別は禁止されているが、実際には、雇用者は、同一の職に関し女性に対しては男性よりも低い賃金を支払い、雇用やクレジットの申請において差別している。また、女性は男性に比べて昇進回数が少ない。2006 年、政府は法律を改正し、女性が工場で夜勤できるようにした」。

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報（2009 年 5 月 12 日まで）については、最新ニュースの節でご覧になれます。

24. 15 上記レポートには、さらに次のような記載がある。「職場における女性に対する性的嫌がらせには、男性の上司からの身体的侵害・口頭による侵害、トイレの使用制限、昼休みの拒否が含まれていた。2006 年、最高裁は、すべての州長官に対し、50 人以上の従業員を有するすべての州の部署および機関は、性的嫌がらせ関連の事項について処理する委員会を設置しなければならないとする命令に従うよう指示した」。
[2e] (第 5 節)

24. 16 社会科学研究所ネットワークが作成した文書「コルカタの 4 つの病院に勤務する女性ヘルスワーカーが受けた性的嫌がらせ」(2007 年 11 月出版)には、次のような記載がある。

「1997 年、インド最高裁は、職場における性的嫌がらせは人権侵害行為であると判断した。しかしながら、性的嫌がらせの程度および継続性についてはあまり知られていない。医療部門で働く女性が性的嫌がらせを受けた経験について自らどう考えるかを調査するため、2005 年から 2006 年の間に 135 人の女性ヘルスワーカー(インドのカルカッタ、西ベンガルの 2 つの国立病院、および 2 つの私立病院に勤務する看護婦、ヘルスケア付添人、管理職、その他の事務職を含む)を対象に調査的研究が実施された。77 人の女性が 128 件の性的嫌がらせについて報告し、そのタイプは以下の 4 つに分類された。口頭による嫌がらせ(41)、心理的な嫌がらせ(45)、性的な身振り・露出(15)、および意思に反する接触(27)。強姦、強姦未遂又は強制姦淫についての報告はないが、これらの行為を経験した女性ヘルスワーカーがいることを知っている女性が相当数存在した。嫌がらせを受けた女性は仕事を失ったり、汚名を着せられることを嫌って、申立てようとしないうばかりか、ほとんどの女性は補償を申請する正式な手続の存在を知らない。性的嫌がらせの経験は、一方で女性に公式の苦情を申立させ、他方で補償金を受け取らせる際の、力の不均衡とジェンダーの規範による障害を反映している」。
[90]

目次に戻る
情報提供者のリストへ進む

男女不均衡－女兒殺し

24. 17 フリーダムハウスの世界の自由-インド(2008 年度版)には、次のような記載がある。

「出生後に女兒を悪意に無視することが問題となっている。妊娠中に性別判定テスト

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報(2009 年 5 月 12 日まで)については、最新ニュースの節でご覧になれます。

が利用されることが増えている。性別判定テストの後、女の胎児は堕胎される可能性が高い。ただし、堕胎目的でこのテストを実施することは禁止されている。この傾向は、このテストを受ける経済的余裕のない者は女児を殺害するという慣行とも相俟って、特に北西部等の州において男女出生率の著しい不均衡の原因となっている」。
[43a]

24. 18 USSD レポート 2008 年度版には、さらに以下のように記載されている。

「性別判定テストは、1994 年出産前診断技術法 (PNDT) により違法とされている。しかしながら、信頼できる筋によれば、この問題は広まっており、堕胎は 1 億 1600 万ドルの産業であると計算された。政府高官は、この慣行は学歴の高い都市部において顕著であると主張している。

「女児殺しは、パンジャブ州、ハリヤーナー州、およびラージャスターン州において深刻な問題であった。パンジャブ、ヒマーチャル・プラデーシュ、デリー、タミル・ナードゥの一部、マハラシュトラ、およびカルナータカの州において、特に低い男女比が報告されている。全国的には 2001 年の国勢調査において、男児 1,000 人当たりの女児の人数は 933 人であった。ハリヤーナー州とパンジャブ州の 14 の地区では、男児 1,000 人当たりの女児の人数が 800 人未満となっている。この低い男女比は女児殺しが原因であり、その結果、パンジャブ州とハリヤーナー州の家族は、ビハールその他の北東部の州から女性・女児を取引交換している」。
[2e] (第 5 節)

24. 19 USSD レポート 2008 年度版には、さらに以下のように記載されている。

「女児殺しを防止する努力として、厚生・家族福祉省が行うプログラムがある。これは、女児殺しを実行又は教唆する者を対象にして逮捕するものである。政府はまた、「女児を救え」キャンペーンも開始した。

「ニューデリー地方政府は、国立病院で生まれたすべての女児に対し 114 ドル (5,000 ルピー) の利子付口座を提供し、女児が 18 歳に達したときに現金を引き出すことができるプログラムを後援した。中央パンジャブのラクハンパル村では、女児殺しを撲滅させるためのプログラムにより、男児出生が 1,000 人に対し、女児出生が 1,400 人となった」。
[2e] (第 5 節)

24. 20 ガーディアン紙は 2008 年 4 月 25 日に、以下のような報道をしている。

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報 (2009 年 5 月 12 日まで) については、最新ニュースの節でご覧になれます。

「インド政府は昨日、違法に女兒を墮胎した医師に対し厳罰を科すと発表した。これは、法律がうまく機能していないことを暗黙の内に認めたことになる。専門家は、過去 20 年間にインドで 1 千万人の女兒が失われたと推定している。選択的墮胎が違法となった以降の 14 年間に、わずか 2 人の医師が有罪判決を受けたにすぎない。政府高官は、これらの医師のうち一人が業務を再開したことを認めている。政府高官によれば、その理由は、現行の法律では、医師は業務停止処分と 50,000 ルピー (625 ポンド) の罰金および 3 ヶ月の禁固刑を受けるにすぎないからである。他方、厚生大臣は、違法な性別判定テストを行った医師の登録を永久に抹消し、700,000 ルピー (8,750 ポンド) の罰金および 3 年以下の禁固に処するのが望ましいと述べた」。[40b]

24.21 2008 年 10 月付のインフォ・インディア・ニュースのレポートには、次のような記載がある。「シロマニ・グルドワラ・ブラバンダク委員会は、グルドワラで望まれない女兒を引き取るための揺りかごを設置する計画である。他方、同州当局はすでに揺りかご赤ん坊計画を開始している」。[39a]

24.22 2008 年 12 月 14 日のタインディアン・ニュースは、次のような報道をしている。

「女兒は多くのインド家庭において望まれていない。それどころか、米国ハーバード大学公的医療学部の研究によれば、男女比の不均衡は富裕層において最も大きいとされている。インドでは、家族は伝統的に息子を好み、男女比は教育レベルが高くなるにつれて増加する。世帯主が学業を終えている世帯では、男児を持つ可能性は女兒と比べて 25 パーセント高い。…この研究によれば、男女比はまた、所得が増えるにつれて高くなると言う」。[45b]

目次に戻る
情報提供者のリストへ進む

婚姻と離婚

24.23 USSD レポート 2008 年度版には、次のような記載がある。「1929 年児童婚姻制限法は児童の婚姻を禁止している。2006 年、政府は、児童の婚姻を違法とする法律を厳格化し、児童婚姻禁止法を可決した。この法律により既存の児童婚姻は無効とされた」。[2e] (第 5 節)

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報 (2009 年 5 月 12 日まで) については、最新ニュースの節でご覧になれます。

24.24 USIRF2008 年レポートには、次のような記載がある。「2001 年インド離婚法は、異宗教間婚姻について、相続、離婚(別居)手当の支払い、財産の所有権に関し制限を加えており、また、一方の当事者が非キリスト教徒である場合、結婚式挙行のための教会の使用を禁じている。この条項に違反した聖職者は、最高 10 年間の禁固刑に処せられる。しかしながら、この法律にあっても、他の礼拝所において異宗教間結婚式を挙行することは禁止されていない」。^[2b](第 11 節。法的/政策の枠組み)

24.25 USSD レポート 2008 年度版には、以下のような記載がある。

「3 月 17 日、全インドイスラム教徒個人法法律委員会は、シーア派およびスンニ派の両方に適用される新しいシャリアート・ニカーナマ(婚姻法)を発表した。この法律は、婚姻の登録を義務付け、女性に対する権利を拡大した。例えば、新婚姻法では、テキストメッセージ、E メール、又は電話による離婚が禁止され、また、妻は、夫がセックスを強要した場合、離婚を申し立てることができることが定められている。

24.26 上記レポートにはさらに、次のような記載がある。

「多くの種族の土地制度上、特にビハール州では、種族の女性が土地の所有権を持つことを禁止されている。イスラムの女性に対する土地相続を決定するのは、シャリア(イスラム教の伝統的な法律)であり、州の制定法ではない。資産・土地の所有権に関するその他の法律では、女性は、土地の利用、保有、又は売買についてほとんど管理権限が与えられていない。ただし、若干の例外が認められている。例えば、ラダック、メーガーラヤ、ヒマーチャル・プラデーシュでは、女性は伝統的に家族の財産を管理しており、完全な相続権を享有することができる」。^[2e](第 5 節)

[目次に戻る](#)
[情報提供者のリストへ進む](#)

結婚持参金

24.27 フリーダムハウスの世界の自由-インド(2008 年度版)には、次のような記載がある。「結婚持参金を要求することは違法であり、毎年数百人の者がこの犯罪で有罪判決を受けているという事実があるにもかかわらず、この慣行は続いている」。^[43a] 同じ題名の USSD レポート 2008 年度版には、次のような記載がある。

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報(2009 年 5 月 12 日まで)については、最新ニュースの節でご覧になれます。

「法律上、結婚持参金の贈与又は受理は禁止されているが、結婚持参金の贈与と受理は続いており、結婚持参金の紛争は深刻な問題となっている。また、法律により、結婚持参金関連の嫌がらせや殺人に対処するため、保護命令を発する広範な権限が治安判事には与えられている。1 月 1 日から 9 月 30 日までの期間に、結婚持参金に関連した死亡について、アーンドラ・プラデーシュ州の警察が 392 件、タミル・ナードゥ州の警察が 178 件、カルナータカ州女性委員会が 98 件を記録している。NCRB によれば、2007 年に 8,093 件の結婚持参金事件が登録された」。

24.28 2008 年 4 月 12 日に、Four to 70. com は、次のような報道をしている。インドでは、1 時間に 14 人が人間関係の失敗、破産、病気、および社会的悪評等を理由に自殺している。2007 年レポート「インドの事故死および自殺」には、次のような記載がある。マハラシュトラ州では自殺者の数が最も多い。主な原因は、集団自殺又は家族自殺、家族問題、病気、人間関係の崩壊、破産、および結婚持参金関連の紛争であった。

24.29 USSD レポート 2007 年度版には、以下のような記載がある。

「法律によれば、妻が結婚生活の最初の 7 年間に不自然な死を遂げ、かつ嫌がらせがあったことが証明された場合、裁判所は、夫又はその家族に責任があると推定しなければならない。NGO は、姻族の被告人はしばしば警察官に対し賄賂を提供することにより法的な責任を回避したと主張している。新聞報道によれば、結婚持参金関連の死亡事件における釈放率は高く、裁判所が未処理案件を多く抱えているため、結審に至るまでに平均で 6 年から 7 年を要していた」。

24.30 USSD のカントリーレポート 2007 年度版には、以下のように記載されている。「マディヤ・プラデーシュ州、ケーララ州、ビハール州、その他のいくつかの州では、結婚持参金防止官 (CDPO) が存在している。ただし、CDPO の効果は不明である。マディヤ・プラデーシュ州では、婚姻しようとするすべての公務員は、結婚持参金が交わされていないことが記載された新郎新婦、およびその父親の宣誓書を作成しなければならないとされた。

[目次に戻る](#)
[情報提供者のリストへ進む](#)

女性に対する暴力

この COI レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報（2009 年 5 月 12 日まで）については、最新ニュースの節でご覧になれます。

ドメスティック・バイオレンス

24.31 インドの女性子供開発担当省のウェブサイト(2008 年 7 月 11 日アクセス)には、女性と子供の保護に関する法律および法案の内容が載っている。<http://wcd.nic.in/> [24f]

24.32 USSD レポート 2008 年度版には、以下のような記載がある。

「女性をドメスティック・バイオレンスから保護することに関する法律」が 2006 年 10 月に可決され、同法は、身体的、性的、口頭、感情的、および経済的な虐待等、家庭の女性に対するあらゆる形態の虐待を認めている。ドメスティック・バイオレンスには、現実的な虐待のほか、虐待を加えることの脅しが含まれる。同法は、不和が続いていても女性が共通世帯で配偶者又はパートナーと一緒に住む権利を認めている。ただし、女性は、代替手段として、配偶者又はパートナーの負担で住宅の提供を受けることができる。同法はまた、女性に対し、警察の援助、法的扶助、庇護、および医療機関へのアクセスを与えている。この新法は、結婚持参金の請求による嫌がらせを禁止し、必要な場合には治安判事に対し保護命令を発する権限を与えている。新法の下では、配偶者のレイプも可罰性を有し、1 年以下の禁固又は約 450 ドル(19,800 ルピー)の罰金(もしくはこれらの併科)に処せられる。11 月現在、新法は 28 の州のうち 4 つの州で批准されている。批准した州はアーンドラ・プラデーシュ州、タミル・ナードゥ州、ウッタル・プラデーシュ州、およびオリッサ州である。施行後に、新法に基づいて全国で 8,000 の刑事事件が市民によって届けられている」[2c](第 5 節)

24.33 同一の問題について、フリーダムハウス世界の自由-インド(2008 年度版)は、次のように論じている。「女性をドメスティック・バイオレンスから保護することに関する法律」は 2006 年 10 月に施行され、結婚持参金関連の嫌がらせを禁止し、暴力の定義を、感情的又は口頭による虐待を含めるものに拡大し、また、配偶者によるレイプを犯罪化した」。[43a]

24.34 フリーダムハウス世界の自由-インド(2008 年度版)には、次のような記載がある。
「毎年、数千人の女性が焼き殺されたり、自殺に追いやられ、あるいはその他の方法で殺害されている。その他にも、結婚持参金関連の問題等の家庭内不和を背景として、多数の女性が夫から嫌がらせを受け、殴打され、または遺棄されている」。[43a]

24.35 「サティー」の問題について、USSD カントリーレポートには次のような記載がある。

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報(2009 年 5 月 12 日まで)については、最新ニュースの節でご覧になれます。

「政府はサティー（夫の葬式において、火葬の積みまきの上で未亡人を焼殺する儀式）を禁止したので、近年、サティーの例はほとんど見受けられない」。^[2c]（第 5 節）

（下記 24. 46 レイプも参照）

社会的暴力

24. 36 USSD カントリーレポート 2008 年度版には、次のような記載がある。「レイプ、その他の女性に対する暴力的攻撃は深刻な問題であった」。^[2c]（第 5 節） ヒューマン・ライツ・ウォッチの年次レポート 2008 年度版には、次のような記載がある。「女性の権利に関するインドの記録は、まちまちである。近年、法的保護において改善が見られるものの、ジェンダーを理由とする差別や暴力が依然として根強く残っている」。^[26b]

24. 37 フリーダムハウスの世界の自由-インド（2008 年度版）には、次のような記載がある。「毎年、数千人の女性が焼き殺されたり、自殺に追いやられ、その他の方法で殺害されている。その他にも、結婚持参金関連の問題…の家庭内不和を背景として多数の女性が夫から嫌がらせを受け、殴打され、または遺棄されている。レイプ、その他の女性に対する暴力的攻撃は深刻な問題であり、低カーストや種族の女性は特に被害を受けやすい」。^[43a]

24. 38 2008 年 7 月 15 日付のタインディアン・ニュースには、次のような記載がある。「アッサム政府は火曜日、アッサム州内の結婚持参金事件の数が過去 6 年間に 3 倍に増え、レイプの数もほぼ 2 倍に増えており、伝統的に女性尊重社会とされたインドにおいて懸念が生じていることを認めた」。州政府のスポークスマンは、犯罪を減らすため、女性警察所の設置や、グワハティの CID に女性カウンセリングセンターの開設等の手段が講じられたと述べた。^[45a]

24. 39 2008 年 8 月 10 日付のザ・ヒンドゥーは、次のように報道している。「文明社会においては女性に対する犯罪の余地はないと断ったうえで、デリー州首相のシェイラ・ディクシットは土曜日、レイプや性的暴力のような凶悪犯罪に耽っている者に対し、可能な限りで最も厳しい刑罰を科すべきであると述べた」。^[60c]

24. 40 2008 年 12 月 12 日付のタインディアン・ニュースは、次のように報告している。「女性子供開発担当大臣のレヌカ・チョウドリは下院に対し、国家女性委員会が提供した

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報（2009 年 5 月 12 日まで）については、最新ニュースの節でご覧になれます。

データを引用して、国の首都[ニューデリー]は女性に対する犯罪に関しウッタル・プラデーシュ州に次いで 2 番であることを知らせた」。[45c]

24. 41 上記ニュースは 2008 年 12 月 25 日に、次のように報道している。

「女性は 3 分毎にインドのどこかで被害者になっている。夫やその姻族に狙われやすい…。女性に対する犯罪の数は、過去 5 年間に継続的に増加している。2007 年、女性に対する最も高い犯罪件数が記録されたのは、アーンドラ・プラデーシュ州であった。自宅は女性にとって安全な避難所とは程遠いものとなっている。昨年、75, 930 人の女性が、夫や姻族による拷問や残虐行為の被害者となった。女性に対する犯罪件数が高い理由はここにある」。[45d]

[目次に戻る](#)
[情報提供者のリストへ進む](#)

レイプ

24. 42 USSD レポート 2008 年度版には、以下のような記載がある。

「法律は、身体的、性的、口頭、感情的、または経済的な虐待を含む、家庭における女性に対するあらゆる形態の虐待からの保護を規定している。ドメスティック・バイオレンスには、現実的な虐待のほか、虐待をするという脅しが含まれる。同法は、不和が続いていても女性が共有世帯で配偶者又はパートナーと一緒に住む権利を認めている。ただし、女性は、代替手段として、配偶者の負担で住宅の提供を受けることができる。同法はまた、女性に対し、警察の援助、法的扶助、庇護、および医療機関へのアクセスを与えている。この新法は、結婚持参金の請求による嫌がらせを禁止し、必要な場合には治安判事に対し保護命令を発する権限を与えている。新法の下では、配偶者のレイプも可罰性を有し、1 年以下の禁固又は 19, 800 ルピー(約 450 ドル)の罰金(もしくはこれらの併科)に処せられる」。[2e] (第 5 節)

24. 43 上記レポートにはさらに、次のような記載がある。実際、レイプ、その他の女性に対する暴行は深刻な問題を提起し続けている。2005 年に刑事訴訟法が改正され、すべてのレイプ事件において DNA テストが義務付けられた。この法案は、「例外的な状況」を除き、日没後から日の出前に女性を逮捕することを禁止しており、警察による拘禁中に女性が死亡又はレイプされた場合、司法的捜査が義務付けられた。[2e] (第 5 節)

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報 (2009 年 5 月 12 日まで) については、最新ニュースの節でご覧になれます。

24. 44 上記レポートはさらに、以下のように記載している。「統一国民解放戦線およびカングライパク共産党に所属する 18 人の武装反乱軍によって、マニプル在住の 25 人の女性に対してなされた 2006 年のレイプ事件の調査は継続した。司法委員会はこの事件を調査し、2007 年に州政府に対し調査結果を提出したが、年末になっても何の進展もなかった。[2c] (第 5 節)

24. 45 USSD レポート 2008 年度版には、以下のような記載がある。「NGO は、警察による暴力(拘禁中のレイプを含む)が日常的に行われていると主張している。[2e] (第 5 節)

24. 46 2008 年 5 月 1 日付の BBC ニュースの記事には、次のような記載がある。

「インドのラージャスターン州裁判所は、英国人記者をレイプしたとして民宿の経営者に終身刑を宣告した。この裁判は起訴から 4 ヶ月で結審している。インドでは通常裁判に時間がかかるが、この事件は早い方に属し、過去 3 年間にラージャスターン州裁判所で行われた特別迅速法廷(ファーストトラック方式法廷)が言い渡した 3 回目の有罪判決である。2006 年、ラージャスターン州裁判所は、ドイツ人学生をレイプしたとして警察幹部の息子に 7 年の刑を言い渡した。この裁判は 10 日の審理で結審した。2005 年、同等の裁判所が、ドイツ人観光客を誘拐、レイプしたとしてラージャスターン州の 2 人の男に終身刑を宣告した」。[32]

第 12 節迅速法廷を参照。

24. 47 2008 年 6 月 20 日付 DNA インドには、次のような記載がある。アーメダバードでは、

「5 人に対し…新年前夜のパーティー中にホテルでビジャル・ジョシ(後に自殺)に対し集団レイプを行ったとして代理刑事審判事が終身刑を言い渡した」。実業家でデリーのアポロミレニアム病院の経営者の息子であるサジャル・ジャインは、「ジョシが自殺した後、レイプおよび自殺教唆の容疑で逮捕された。彼女はその自殺メモの中で、自分をレイプし、拷問したのはジャインとその 4 人の友人であるとその名前を挙げている。彼女の体には数ヶ所の噛み跡があった。シャヒバウグ警察署の警部を含む 6 人の警察官が 2004 年、捜査がずさんであったことを理由に停職処分を受けた」。[92]

目次に戻る
情報提供者のリストへ進む

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報(2009 年 5 月 12 日まで)については、最新ニュースの節でご覧になれます。

女性援助組織

24. 48 南アジア女性ネットワーク (SAWNET) (2008 年 6 月 10 日更新、アクセス)には、女性問題を取り扱う組織が多数掲載されている。[25a] 女性子供開発担当省の一部である女性のための国家人事センター (2008 年 6 月 10 日)にも同様の記載がある。[24g] デリーについてのみ、デリー・ディレクトリー (2008 年 6 月 10 日)がある。

24. 49 2001 年国連委任レポート「インドの女性ほどの程度自由で、平等であるのか？」に記載されているように、

「インドの女性は 50 年前と比べてはるかに大きな視界と発言を持つようになった。彼女たちは公共活動のあらゆる領域において影響力を持つようになった。自己の生活のみならず、国全体に関連する重要な問題についての強力かつ活力に満ちた運動が存在する。天然資源の管理・運営権、情報に対する権利、決定と開発に関与する権利といったことに対するインドでのムーブメントが、こうした問題に関する地球的討論の要因を決定している。何百万人の女性がこれらの格闘や運動に参加している。インドの女性運動が重要かつ効果的に行われていることは、女性の権利問題が今日においてインドの政治的、発展的討論の中心的教義であるという事実の証拠である。女性の政治参加のための差別撤廃措置、女性グループを通じた重要な貧困緩和プログラムの実施、女性の平等を確保するための法令の見直し、これらはすべて政治レベル、政策レベルにおけるその認識を示すものである。しかしながら、本レポートに記載されている事実を否定することはできない。この事実とは、憲法の保障と女性の生活における日常の現実との間に大きなギャップがあることの証拠である」。[6e] (79 ページ)

24. 50 アムネスティ・インターナショナル (AI) レポートは、さらに次のように続ける。

「インドの女性活動家は、女性が直面する問題をクローズアップする重要な役割を担っている。派遣団は、ラージャスターン州とウッタール・プラデーシュ州においてこの明確な証拠を目撃している。女性組織の連盟が暴力事件に対し定期的に抗議するために力を合わせ、当局に対し犯人を検挙するよう圧力をかけたのである。多くの被害者は司法的補償を得ることも、そのような圧力の援助もなく、孤独に陥っている。…州による積極的対応の多くは、インドの女性運動の強力な主張の結果、行われたものである」。[3e] (ウッタール・プラデーシュ州およびラージャスターン州における女性に対する暴力の背景)

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報 (2009 年 5 月 12 日まで) については、最新ニュースの節でご覧になれます。

24. 51 社会的研究センター (インドの女性のための NGO) のウェブサイトには、デリーでの暴力阻止に取り組む非政府組織をリストアップし、これらの組織に連絡すれば援助・相談が受けられる、としている。デリー内に設置された女性に対する犯罪相談窓口の電話番号のほか、避難所、カウンセラーの番号も載っている。[54]

24. 52 SAWNET [南アジア女性ネットワーク] は、ドメスティック・バイオレンスに苦しむ女性が利用できる様々な組織をリストアップしている。デリーに本拠地を有するサクシは、女性や子供に対する暴力的介入に対し、性的嫌がらせ、性的暴力、性的児童虐待、およびドメスティック・バイオレンスに関する活動により、さらには、裁判官への平等教育、1997 年最高裁による性的嫌がらせのためのガイドラインの実施、および教育に焦点を絞ることにより、支援をしている。女性の人権イニシアティブ [本拠地はニューデリー] は、ドメスティック・バイオレンスに関する無料の法律相談電話窓口を設置しており、ドメスティック・バイオレンスに関連する法律の改革に関与している。[25b] (1-2 ページ)

24. 53 女性自営業者協会 (SEWA) のウェブサイトには、次のような記載がある。

「SEWA は 1972 年に登録された労働組合である。現在は、貧しい女性自営業労働者の全国組合であり、グジャラート州、マディヤ・プラデーシュ州、ビハール州、ケーララ州、ウッタラーカンド州、ラージャスターン州、西ベンガル州、ウッタラーカンド州の 9 つの州にメンバーがいる。我々のメンバーは、自己の労働または零細企業を通じて生計を維持する女性である。彼女らは、組織部門の労働者のように福祉手当が支給される正規の給与従業員ではなく、保護が及ばない我が国の労働力である。労働力の 93% を構成し、インフォーマル経済の労働者である。インドの女性労働力のうち、94% 以上がインフォーマル部門又は未組織部門に属している。…SEWA の主たる目的は、完全雇用と自立のために労働者を組織することである。完全雇用とは、労働者が労働における安全と社会保障 (少なくとも医療、子供の世話と避難所を含む) を享受できることを意味する。

24. 54 下院における質問 (第 3005 号。星印なし) に対し、内務省は次のように回答している (2005 年 3 月 22 日)。

「インド政府は、刑事司法制度の運営改善に更に注力し、女性に対する犯罪予防に必要な措置を講じるよう、州政府に対してガイドラインを発した。女性と子供に対する

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報 (2009 年 5 月 12 日まで) については、最新ニュースの節でご覧になれます。

犯罪をチェックするためデリー警察が取った措置には、以下のようなものがある。

- 女性に対する犯罪相談電話
- 9つの警察区におけるレイプ危機介入センターの設置
- レイプ事件の捜査にあたる女性警察官協会
- レイプ事件を審理するための、女性裁判官を裁判長とした特別法廷の設置
- 非政府組織とのネットワーク作り
- 被害を受けやすい場所での私服職員の配置
- 専用のヘルプラインの開設
- 24時間体制で悩みを抱える女性からの電話に対応するため「女性移動[原文ママ]チーム」の設置
- 子供に対する犯罪防止を目的として一層の警戒を強めるよう、定期的な警察職員への事前状況説明の実施
- 特に、学校の始業および終業時間に不審な人物を監視するため、警察職員を学校に配置する。
- デリーの学校当局に対し、子供たちが学校時間中に学校の敷地から出ないように勧告し、両親に対しては、子供が見知らぬ人と関わったり、仲良くなったりしないよう、また、知らない人からの贈り物や食べ物を受け取らないよう教育することを促す。
- 子供に対する犯罪の実行に関与した疑いがあるギャングおよび個人を特定し、監視を行うための情報収集」。[28b]

24. 55 インドの女性国家委員会 (NCW インド) (2007 年 7 月 10 日アクセス) には、次のような記載がある。「女性・少女が自己の法的権利を自覚し、法制度の手続きと利用方法を理解することができるようにするための法律認識プログラムを実施するため、NGO および教育機関に対する財政支援が定期的に拡大されている。現在、55 の法律認識プログラムが実施されてきた」。[49a]

[目次に戻る](#)
[情報提供者のリストへ進む](#)

女性の健康

出産前後の介護

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報（2009 年 5 月 12 日まで）については、最新ニュースの節でご覧になれます。

24.56 2006 年 10 月 16 日、インドタイムズは、2007 年 10 月 12 日に出版され、世界保健機関 (WHO)、国連児童基金 (UNICEF)、国連人口基金 (UNFPA)、および世界銀行が編集した最新の出生時死亡率レポートで公表された数字について報道した。このレポートでは、2005 年にインドは世界で最も高い出生時死亡率をマークし、妊娠中又は出産後に 117,000 人の女性が死亡したとされている。インドの出生時死亡率 (MMR) では、出生人数 100,000 人あたり 450 人が死亡したことになる。インドタイムズには、次のような記載がある。「インドでは、一人の少女がその生存中、妊娠および出産に関連した合併症が原因で死亡する確率は 70 分の 1 である」。

24.57 インドタイムズの上記記事には、さらに次のような記載がある。

「インドの厚生省専門家は次のように言っている。なぜインドの出生時死亡率が高いのかは、最近公表された NFHS-III [全国家族健康調査] の調査結果を見れば分かる。NFHS-III が明らかにするところでは、インドの女性は妊娠および出産時に適切な介護を受けていない。過去 8 年間に出生した女性の約 4 人に 1 人 (23%) が、産前介護を受けていない。ただし、ケーララ州およびタミル・ナードゥ州が 1% 以下と、ビハール州の 66% とかなり開きがある。妊婦の 40% 以上が産前介護を受けていない州として、ジャールカンド州、アルナーチャル・プラデーシュ州、およびナガランド州がある」。

24.58 上記記事には、さらに次のような記載がある。

「産前介護の質の向上もまた、インドでは改善が必要である。「産前介護を受けている女性の 65% しか、鉄分や葉酸サプリメントを受け取ることができず、サプリメントを 90 日以上継続服用しているのはわずか 23% である。妊婦のうち妊娠中に寄生虫除去薬を服用しているのはわずか 4% である。鉄分サプリメントと寄生虫除去薬を服用しない場合、貧血症のリスクが上昇し、このことはインドの母子にとって重大な問題となっている」。専門家はさらに、次のように述べている。インドでは、現在でも自宅出産が普通であり、最近の出生の約 60% が自宅出産である。NFHS-III によれば、分娩の 37% が伝統的な産婆の援助で行われ、16% が親類その他の素人によって行われている」。

精神衛生サービス

24.59 2007 年 3 月 8 日および 9 日に開かれた全国セミナー (タイトル名: 「精神障害を持

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報 (2009 年 5 月 12 日まで) については、最新ニュースの節でご覧になれます。

つ女性－貧困が唯一の回答か」)において国家女性委員会(NCW)が発行したレポート(日付不明)には、次のような記載がある。

「家がないということは精神障害を持つ女性にとって重大な問題である。精神障害に悩む 1 千万人の人口のうち、約 5 万人から 1 ラクー(1 ラクーは 10 万に相当する)がホームレスである。デリー市には約 3 千人の精神障害を持つ女性がホームレスの状態にあり、行くあてもなく生活している。精神病院の状態は劣悪で、入院患者の介護やリハビリに充てられている金額はわずかである。インド国内の精神科医の不足は深刻である」。^[49b] (4 ページ)

27. 16 精神衛生も参照

[目次に戻る](#)
[情報提供者のリストへ進む](#)

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報(2009 年 5 月 12 日まで)については、最新ニュースの節でご覧になれます。